

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2025年11月28日
- 【発行者名】 アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド(注1)
(Amova AM Global Cayman Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 谷 桂子
- 【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT
(P.O. Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 東 直希
同 野村 賢太郎
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6775)1203
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アモーヴァ オフショア・ファンズ(注2) ダブルライン・トータル・リターン・
ファンド
(Amova Offshore Funds – DoubleLine Total Return Fund)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドル(毎月)クラス受益証券
10億米ドル(約1,489億円)を上限とします。
米ドル(年2回)クラス受益証券
10億米ドル(約1,489億円)を上限とします。
円(毎月)クラス受益証券
1,000億円を上限とします。
円(年2回)クラス受益証券
1,000億円を上限とします。

(注)米ドルの円貨換算は、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電
信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円)によります。以下、米ドルの金額表
示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1) 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドは、2025年9月1日付で商号をアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに変更しました。以下同じです。

(注2) 日興AMオフショア・ファンズは、2025年9月1日付で名称をアモーヴァ オフショア・ファンズに変更しました。以下同じです。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2025年8月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、管理会社の資本金および大株主に関する情報を更新、投資方針の運用体制に関する情報を更新、投資リスクのリスク管理に関する情報および参考情報を更新、課税上の取扱いに関する情報を更新、運用状況について一部情報を更新ならびに本邦における代理人に関する情報を更新するため、さらに、2025年9月1日付でファンド、管理会社および投資顧問会社の名称が変更され、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートをを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
5 運用状況		
(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	更新 / 追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況	3 ファンドの経理状況	追加
1 財務諸表		
第三部 特別情報		
第1 管理会社の概況	4 管理会社の概況	
1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加
別紙A	別紙A	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド(Amova AM Global Cayman Limited)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるアモーヴァ オフショア・ファンズ ダブルライン・トータル・リターン・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(2025年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	23,829,353.94	92.03
	ケイマン諸島	1,138,834.01	4.40
	ジャージー (チャンネル諸島)	501,900.50	1.94
	小計	25,470,088.45	98.37
現金、受取債権およびその他の資産(負債控除後)		422,119.37	1.63
純資産総額		25,892,207.82 (約3,854,831,900円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2) 運用実績

純資産の推移

2024年10月1日から2025年9月末日までの期間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル(毎月)クラス受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年10月末日	781,088.74	116,288,492	8.29	1,234
11月末日	789,029.98	117,470,783	8.37	1,246
12月末日	775,628.59	115,475,584	8.23	1,225
2025年1月末日	775,759.62	115,495,092	8.22	1,224
2月末日	792,865.00	118,041,741	8.40	1,251
3月末日	790,156.94	117,638,565	8.37	1,246
4月末日	789,387.20	117,523,966	8.36	1,245
5月末日	781,639.71	116,370,520	8.27	1,231
6月末日	791,996.56	117,912,448	8.38	1,248
7月末日	787,719.13	117,275,624	8.33	1,240
8月末日	794,987.00	118,357,665	8.40	1,251
9月末日	802,048.74	119,409,016	8.47	1,261

米ドル(年2回)クラス受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年10月末日	17,069,277.45	2,541,274,027	9.09	1,353
11月末日	17,185,678.12	2,558,603,759	9.20	1,370
12月末日	15,412,381.75	2,294,595,395	9.07	1,350
2025年1月末日	15,446,152.08	2,299,623,122	9.09	1,353
2月末日	15,768,245.00	2,347,576,316	9.30	1,385
3月末日	15,641,575.54	2,328,717,766	9.23	1,374
4月末日	15,441,667.93	2,298,955,521	9.24	1,376
5月末日	14,382,447.19	2,141,258,738	9.17	1,365
6月末日	14,582,074.97	2,170,979,322	9.31	1,386
7月末日	7,102,644.74	1,057,441,749	9.28	1,382
8月末日	7,389,595.00	1,100,162,904	9.38	1,396
9月末日	7,600,458.85	1,131,556,314	9.43	1,404

円(毎月)クラス受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
2024年10月末日	166,334,644	6,851
11月末日	167,113,852	6,883
12月末日	163,245,738	6,724
2025年1月末日	162,336,889	6,686
2月末日	165,179,653	6,803
3月末日	163,774,856	6,745
4月末日	162,815,438	6,706
5月末日	160,423,360	6,607
6月末日	157,250,880	6,664
7月末日	155,509,806	6,590
8月末日	152,201,585	6,615
9月末日	152,823,193	6,642

円（年2回）クラス受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
2024年10月末日	5,564,921,915	7,409
11月末日	5,609,220,652	7,468
12月末日	5,499,193,354	7,322
2025年1月末日	5,487,193,227	7,305
2月末日	5,593,196,524	7,455
3月末日	5,533,378,080	7,377
4月末日	5,519,212,385	7,358
5月末日	5,382,265,492	7,272
6月末日	5,446,977,421	7,359
7月末日	2,417,378,197	7,302
8月末日	2,433,876,474	7,355
9月末日	2,430,143,185	7,370

分配の推移

(1口当たり、税引前)

	米ドル（毎月）クラス受益証券		米ドル（年2回）クラス受益証券	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年10月	0.02	3	0	0
11月	0.02	3	0	0
12月	0.02	3	0	0
2025年1月	0.02	3	0	0
2月	0.02	3	0	0
3月	0.02	3	0.06	9
4月	0.02	3	0	0
5月	0.02	3	0	0
6月	0.02	3	0	0
7月	0.02	3	0	0
8月	0.02	3	0	0
9月	0.02	3	0.06	9
設定来累計	1.94	289	1.02	152

(1口当たり、税引前)

	円(毎月)クラス受益証券	円(年2回)クラス受益証券
	(円)	(円)
2024年10月	10	0
11月	10	0
12月	10	0
2025年1月	10	0
2月	10	0
3月	10	40
4月	10	0
5月	10	0
6月	10	0
7月	10	0
8月	10	0
9月	10	40
設定来累計	970	680

収益率の推移

期間	収益率(%) (注1)			
	米ドル(毎月) クラス受益証券	米ドル(年2回) クラス受益証券	円(毎月) クラス受益証券	円(年2回) クラス受益証券
2024年10月1日から2025年9月末日	2.35	2.58	-4.51	-2.40

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年9月末日の受益証券1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2024年9月末日の受益証券1口当たり純資産価格(分配落の額)

(注2) ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

運用実績(米ドル(毎月)クラス)

2025年9月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格 ……………8.47米ドル
純資産総額 …………… 0.80百万米ドル

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1口当たり)

2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	直近12ヵ月計	設定来合計
0.02米ドル	0.02米ドル	0.02米ドル	0.02米ドル	0.02米ドル	0.24米ドル	1.94米ドル

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

MBS(エージェンシー)	33.4%
(パススルー)	20.9%
(CMO)	5.9%
(その他)	6.6%
MBS(ノンエージェンシー)	24.8%
(サブプライム)	5.0%
(その他)	19.8%
CMBS	17.5%
その他証券化商品	9.9%
米国債	12.6%
現金その他	1.7%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:125銘柄)

	銘柄名	発行体(保証者)	資産	クーポン	償還日	比率
1	T 1 5/8 11/15/50	Treasury	米国債	1.625%	2050/11/15	6.8%
2	FN B58438	Fannie Mae	CMBS	4.980%	2053/ 6 / 1	4.3%
3	T 4 1/4 08/15/54	Treasury	米国債	4.250%	2054/ 8 /15	3.6%
4	FN C88986	Fannie Mae	パススルー	5.500%	2054/ 8 / 1	2.9%
5	FR RA7773	Freddie Mac	パススルー	4.000%	2052/ 8 / 1	2.7%
6	FR QZ0314	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2055/ 8 / 1	2.5%
7	OBX 2023-NQM1 A1	—	CMO	6.120%	2062/11/25	2.5%
8	COLT 2023-2 A1	—	CMO	6.596%	2068/ 7 /25	2.4%
9	FR SD7564	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2053/ 6 / 1	2.4%
10	FR SD8372	Freddie Mac	パススルー	5.500%	2053/11/ 1	2.3%

<格付別構成比>

AAA	75.2%
AA,A	9.6%
BBB	2.2%
BB以下	7.3%
無格付	4.0%

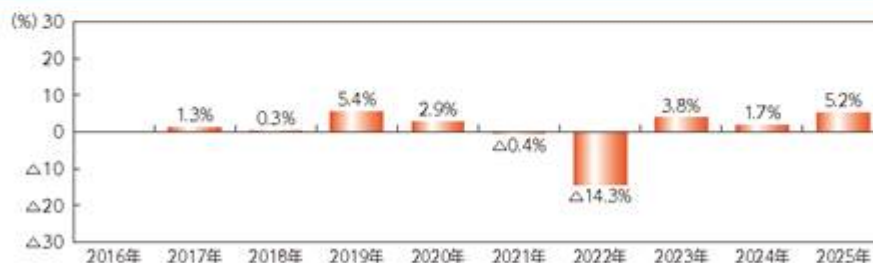
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※エージェンシーの格付を「AAA」に含めて表示しています。

※ダブルライン・キャピタル・エルピーより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)
「第二部 第15(2)①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績(米ドル(年2回)クラス)

2025年9月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

2023年9月	2024年3月	2024年9月	2025年3月	2025年9月	設定来合計
0.06米ドル	0.06米ドル	0.06米ドル	0.06米ドル	0.06米ドル	1.02米ドル

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

MBS(エージェンシー)	33.4%
(パススルー)	20.9%
(CMO)	5.9%
(その他)	6.6%
MBS(ノンエージェンシー)	24.8%
(サブプライム)	5.0%
(その他)	19.8%
CMBS	17.5%
その他証券化商品	9.9%
米国債	12.6%
現金その他	1.7%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:125銘柄)

	銘柄名	発行体(保証者)	資産	クーポン	償還日	比率
1	T 1 5/8 11/15/50	Treasury	米国債	1.625%	2050/11/15	6.8%
2	FN B58438	Fannie Mae	CMBS	4.980%	2053/ 6 / 1	4.3%
3	T 4 1/4 08/15/54	Treasury	米国債	4.250%	2054/ 8 /15	3.6%
4	FN C88986	Fannie Mae	パススルー	5.500%	2054/ 8 / 1	2.9%
5	FR RA7773	Freddie Mac	パススルー	4.000%	2052/ 8 / 1	2.7%
6	FR QZ0314	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2055/ 8 / 1	2.5%
7	OBX 2023-NQM1 A1	—	CMO	6.120%	2062/11/25	2.5%
8	COLT 2023-2 A1	—	CMO	6.596%	2068/ 7 /25	2.4%
9	FR SD7564	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2053/ 6 / 1	2.4%
10	FR SD8372	Freddie Mac	パススルー	5.500%	2053/11/ 1	2.3%

<格付別構成比>

AAA	75.2%
AA, A	9.6%
BBB	2.2%
BB以下	7.3%
無格付	4.0%

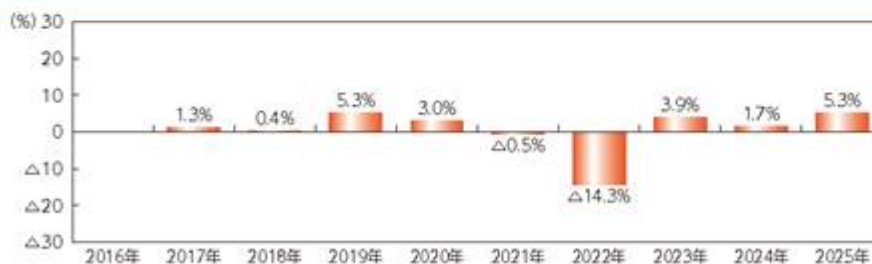
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※エージェンシーの格付を「AAA」に含めて表示しています。

※ダブルライン・キャピタル・エルピーより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)
「第二部 第15(2) ①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)
とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績(円(毎月)クラス)

2025年9月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	直近12ヵ月計	設定来合計
10円	10円	10円	10円	10円	120円	970円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

MBS(エージェンシー)	33.4%
(パススルー)	20.9%
(CMO)	5.9%
(その他)	6.6%
MBS(ノンエージェンシー)	24.8%
(サブプライム)	5.0%
(その他)	19.8%
CMBS	17.5%
その他証券化商品	9.9%
米国債	12.6%
現金その他	1.7%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:125銘柄)

	銘柄名	発行体(保証者)	資産	クーポン	償還日	比率
1	T 1 5/8 11/15/50	Treasury	米国債	1.625%	2050/11/15	6.8%
2	FN B58438	Fannie Mae	CMBS	4.980%	2053/ 6 / 1	4.3%
3	T 4 1/4 08/15/54	Treasury	米国債	4.250%	2054/ 8 /15	3.6%
4	FN C88986	Fannie Mae	パススルー	5.500%	2054/ 8 / 1	2.9%
5	FR RA7773	Freddie Mac	パススルー	4.000%	2052/ 8 / 1	2.7%
6	FR QZ0314	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2055/ 8 / 1	2.5%
7	OBX 2023-NQM1 A1	—	CMO	6.120%	2062/11/25	2.5%
8	COLT 2023-2 A1	—	CMO	6.596%	2068/ 7 /25	2.4%
9	FR SD7564	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2053/ 6 / 1	2.4%
10	FR SD8372	Freddie Mac	パススルー	5.500%	2053/11/ 1	2.3%

<格付別構成比>

AAA	75.2%
AA, A	9.6%
BBB	2.2%
BB以下	7.3%
無格付	4.0%

※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※エージェンシーの格付を「AAA」に含めて表示しています。

※ダブルライン・キャピタル・エルピーより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)
「第二部 第1 5 (2) ①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)
とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績(円(年2回)クラス)

2025年9月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

2023年9月	2024年3月	2024年9月	2025年3月	2025年9月	設定来合計
40円	40円	40円	40円	40円	680円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

MBS(エージェンシー)	33.4%
(パススルー)	20.9%
(CMO)	5.9%
(その他)	6.6%
MBS(ノンエージェンシー)	24.8%
(サブプライム)	5.0%
(その他)	19.8%
CMBS	17.5%
その他証券化商品	9.9%
米国債	12.6%
現金その他	1.7%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:125銘柄)

	銘柄名	発行体(保証者)	資産	クーポン	償還日	比率
1	T 1 5/8 11/15/50	Treasury	米国債	1.625%	2050/11/15	6.8%
2	FN B58438	Fannie Mae	CMBS	4.980%	2053/ 6 / 1	4.3%
3	T 4 1/4 08/15/54	Treasury	米国債	4.250%	2054/ 8 /15	3.6%
4	FN C88986	Fannie Mae	パススルー	5.500%	2054/ 8 / 1	2.9%
5	FR RA7773	Freddie Mac	パススルー	4.000%	2052/ 8 / 1	2.7%
6	FR QZ0314	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2055/ 8 / 1	2.5%
7	OBX 2023-NQM1 A1	—	CMO	6.120%	2062/11/25	2.5%
8	COLT 2023-2 A1	—	CMO	6.596%	2068/ 7 /25	2.4%
9	FR SD7564	Freddie Mac	パススルー	5.000%	2053/ 6 / 1	2.4%
10	FR SD8372	Freddie Mac	パススルー	5.500%	2053/11/ 1	2.3%

<格付別構成比>

AAA	75.2%
AA, A	9.6%
BBB	2.2%
BB以下	7.3%
無格付	4.0%

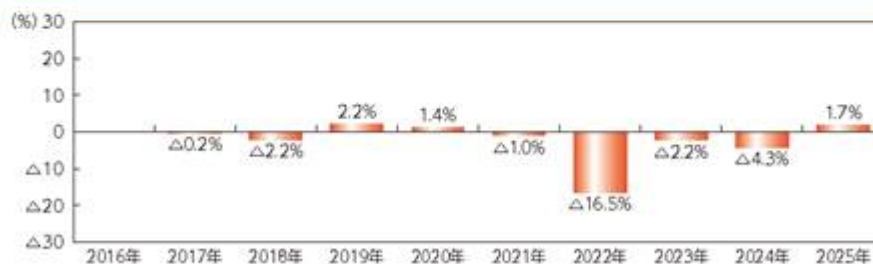
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※エージェンシーの格付を「AAA」に含めて表示しています。

※ダブルライン・キャピタル・エルピーより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)
「第二部 第1 5 (2) ①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)
とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

2 販売及び買戻しの実績

2024年10月1日から2025年9月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
米ドル(毎月)クラス受益証券	472 (472)	0 (0)	94,642 (94,642)
米ドル(年2回)クラス受益証券	51,864 (51,864)	1,124,865 (1,124,865)	806,241 (806,241)
円(毎月)クラス受益証券	0 (0)	1,270 (1,270)	23,009 (23,009)
円(年2回)クラス受益証券	94 (94)	421,466 (421,466)	329,719 (329,719)

(注)()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された原文の財務書類を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。

(1) 資産及び負債の状況

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド

資産負債計算書(未監査)

2025年8月31日現在

(別途明記されない限り、米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
資産：		
投資有価証券 - 時価(取得価格 28,967,208米ドル)	24,852,442	3,700,032
現金	713,106	106,167
受益証券の発行による未収金	264,586	39,392
未収利息	153,427	22,842
為替先渡し契約に係る未実現評価益	87,701	13,057
その他の資産	16,766	2,496
資産合計	<u>26,088,028</u>	<u>3,883,986</u>
負債：		
投資対象の購入に係る未払金	100,153	14,911
買戻済受益証券に係る未払金	63,900	9,513
未払販売会社報酬	30,551	4,548
未払専門家報酬	29,887	4,450
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	16,834	2,506
未払名義書換事務代行報酬	13,171	1,961
未払管理報酬	10,746	1,600
未払代行協会員報酬	1,018	152
為替先渡し契約に係る未実現評価損	141	21
その他の未払費用	23,709	3,530
負債合計	<u>290,110</u>	<u>43,192</u>
受益者に帰属する純資産	<u>25,797,918</u>	<u>3,840,794</u>
純資産内訳：		
払込済資本	45,947,843	6,840,715
累積純利益および分配金	(20,149,925)	(2,999,921)
受益者に帰属する純資産	<u>25,797,918</u>	<u>3,840,794</u>
受益証券1口当たり純資産価格		
(円(毎月)クラス 152,201,585円 ÷ 発行済受益証券 23,009口)	<u>6,615円</u>	
(円(年2回)クラス 2,433,876,474円 ÷ 発行済受益証券 330,915口)	<u>7,355円</u>	
(米ドル(毎月)クラス 794,987米ドル ÷ 発行済受益証券 94,604口)	<u>8.40米ドル</u>	<u>1,251円</u>
(米ドル(年2回)クラス 7,389,595米ドル ÷ 発行済受益証券 787,392口)	<u>9.38米ドル</u>	<u>1,396円</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド

運用計算書（未監査）

2025年8月31日に終了した期間

（米ドルで表示）

	（米ドル）	（千円）
投資収益：		
利息	1,420,499	211,484
雑収入	16,568	2,467
投資収益合計	<u>1,437,067</u>	<u>213,951</u>
費用：		
管理報酬	158,610	23,614
販売会社報酬	146,884	21,868
保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	47,758	7,110
専門家報酬	14,112	2,101
受託会社報酬	7,604	1,132
名義書換事務代行報酬	5,069	755
代行協会員報酬	4,665	695
その他の費用	36,439	5,425
費用合計	<u>421,141</u>	<u>62,699</u>
純投資収益	<u>1,015,926</u>	<u>151,251</u>
実現利益 / （損失）および未実現評価益 / （評価損）の変動：		
実現利益 / （損失）		
投資有価証券	(1,658,832)	(246,967)
外国為替取引および為替先渡し契約	(65,630)	(9,771)
実現純損失	<u>(1,724,462)</u>	<u>(256,738)</u>
未実現評価益 / （評価損）の変動		
投資有価証券	938,603	139,739
外貨換算および為替先渡し契約	343,993	51,214
未実現評価益の純変動	<u>1,282,596</u>	<u>190,953</u>
実現純損失および未実現評価益の純変動	<u>(441,866)</u>	<u>(65,785)</u>
運用による純資産の純増加	<u>574,060</u>	<u>85,466</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

（ ）円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド

純資産変動計算書(未監査)

2025年8月31日に終了した期間

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
下記による純資産の増加(減少)：		
運用：		
純投資収益	1,015,926	151,251
実現純損失	(1,724,462)	(256,738)
未実現評価益の純変動	1,282,596	190,953
運用による純資産の純増加	<u>574,060</u>	<u>85,466</u>
受益者への分配：		
円(毎月)クラス	(9,878)	(1,471)
円(年2回)クラス	(201,989)	(30,072)
米ドル(毎月)クラス	(11,336)	(1,688)
米ドル(年2回)クラス	(101,654)	(15,134)
分配金合計	<u>(324,857)</u>	<u>(48,365)</u>
資本取引：		
発行済受益証券		
円(毎月)クラス(-口)	-	-
円(年2回)クラス(13口)	626	93
米ドル(毎月)クラス(237口)	1,972	294
米ドル(年2回)クラス(29,618口)	277,602	41,329
買戻済受益証券		
円(毎月)クラス(1,271口)	(57,412)	(8,547)
円(年2回)クラス(419,309口)	(20,812,309)	(3,098,537)
米ドル(毎月)クラス(-口)	-	-
米ドル(年2回)クラス(936,865口)	(8,634,999)	(1,285,579)
資本取引による純資産の純減少	<u>(29,224,520)</u>	<u>(4,350,947)</u>
純資産の減少額合計	<u>(28,975,317)</u>	<u>(4,313,845)</u>
純資産：		
期首現在	<u>54,773,235</u>	<u>8,154,639</u>
期末現在	<u>25,797,918</u>	<u>3,840,794</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド

キャッシュ・フロー計算書（未監査）

2025年8月31日に終了した期間

（米ドルで表示）

	（米ドル）	（千円）
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加	574,060	85,466
運用による純資産の純増加額を運用活動による現金収入（純額）へ調整するための修正：		
投資対象の購入	(12,422,803)	(1,849,507)
投資対象の売却および満期による手取金	39,022,313	5,809,642
企業借入債務および短期投資に係る打歩および割引の償却および（増価）（純額）	(22,180)	(3,302)
投資有価証券に係る実現損失	1,658,832	246,967
投資対象に係る未実現評価益の変動	(938,603)	(139,739)
為替先渡し契約に係る未実現評価益の変動	(344,000)	(51,215)
運用に関連する資産および負債の変動：		
未収利息の減少	110,970	16,521
その他の資産の増加	(10,235)	(1,524)
未払代行協会員報酬の減少	(691)	(103)
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬の減少	(6,056)	(902)
未払販売会社報酬の減少	(13,867)	(2,065)
未払管理報酬の減少	(14,619)	(2,176)
未払専門家報酬の減少	(30,108)	(4,482)
未払名義書換事務代行報酬の増加	708	105
その他の未払費用の増加	7,250	1,079
運用活動による現金収入（純額）	27,570,971	4,104,766
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券の発行による手取金	16,007	2,383
受益証券の買戻しに係る支払金	(29,444,926)	(4,383,761)
受益者に支払われた分配金	(324,857)	(48,365)
財務活動による現金支出（純額）	(29,753,776)	(4,429,742)
現金および外貨の純減少	(2,182,805)	(324,976)
期首現在現金および外貨	2,895,911	431,143
期末現在現金および外貨	713,106	106,167

添付の注記は、当財務書類の一部である。

（ ）円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド

財務ハイライト（未監査）

2025年8月31日に終了した期間

受益証券1口当たりのデータおよび割合（要約）

（別途明記されない限り、米ドルで表示）

	円	円	米ドル（毎月）クラス		米ドル（年2回）クラス	
	（毎月） クラス 2025年 8月31日 に終了した期 間 （円）	（年2回）ク ラス 2025年 8月31日 に終了した期 間 （円）	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
純資産価格 - 期首現在	6,803	7,455	8.40	1,251	9.30	1,385
純投資収益 ⁽¹⁾	77	162	0.19	28	0.21	31
実現および未実現純（損失）	(205)	(222)	(0.07)	(10)	(0.07)	(10)
運用による純資産の純増加 / 減少	(128)	(60)	0.12	18	0.14	21
分配金	(60)	(40)	(0.12)	(18)	(0.06)	(9)
純資産価格 - 期末現在	6,615	7,355	8.40	1,251	9.38	1,396
トータル・リターン ⁽²⁾	(1.88)%	(0.81)%	1.46%		1.52%	
割合 / 補足的情報：						
純資産 - 期末現在	152,202 千円	2,433,876 千円	795 千米ドル	118,360 千円	7,390 千米ドル	1,100,223 千円
平均純資産に対する費用の割合 ⁽³⁾	4.04%	1.78%	1.75%		1.70%	
平均純資産に対する純投資収益の 割合 ⁽³⁾	2.30%	4.38%	4.61%		4.46%	

(1) 期間中の平均発行済受益証券口数を利用して計算された。

(2) 一年未満の期間については年率換算されていない。

(3) 年率ベースで計算された。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

（ ）円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(未監査)

2025年8月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
債券(96.3%)				
米国(96.3%)				
資産担保証券(60.2%)				
米ドル	200,000	Aligned Data Centers Issuer LLC Class B 2.48% due 08/15/46 ⁽¹⁾	0.7	193,305
米ドル	468,511	Alternative Loan Trust 2005-4 Class 1A2 5.50% due 04/25/35	1.2	320,711
米ドル	334,461	Alternative Loan Trust 2007-0A8 Class 1A1 4.80% due 06/25/47 ⁽²⁾	1.1	290,440
米ドル	49,467	Arbor Realty Commercial Real Estate Notes 2022-FL1 Ltd. Class A 5.79% due 01/15/37 ^{(1),(2)}	0.2	49,496
米ドル	766,272	BANK 2017-BNK4 Class XA 1.49% due 05/15/50 ⁽³⁾	0.0	12,652
米ドル	1,102,560	BANK 2017-BNK6 Class XA 0.91% due 07/15/60 ⁽³⁾	0.0	11,702
米ドル	1,724,435	BANK 2018-BNK10 Class XA 0.83% due 02/15/61 ⁽³⁾	0.1	23,872
米ドル	80,000	BANK5 2024-5YR10 Class B 6.14% due 10/15/57 ⁽³⁾	0.3	82,143
米ドル	100,000	BANK5 2025-5YR16 Class AS 5.75% due 08/15/63 ⁽³⁾	0.4	103,686
米ドル	100,000	BBCMS Mortgage Trust 2020-C7 Class AS 2.44% due 04/15/53	0.3	88,169
米ドル	1,000,000	BBCMS Mortgage Trust 2022-C18 Class XD 2.35% due 12/15/55 ^{(1),(3)}	0.5	138,904
米ドル	70,000	BBCMS Mortgage Trust 2024-5C29 Class A3 5.21% due 09/15/57	0.3	71,938
米ドル	182,477	Bear Stearns ARM Trust 2007-1 Class 2A1 5.72% due 02/25/47 ⁽³⁾	0.6	158,219
米ドル	17,321	Bear Stearns Asset Backed Securities I Trust 2007-HE6 Class 1A1 5.69% due 08/25/37 ⁽²⁾	0.1	17,174
米ドル	869,122	Benchmark 2020-B19 Mortgage Trust Class XA 1.78% due 09/15/53 ⁽³⁾	0.2	43,175
米ドル	2,087,976	Benchmark 2020-IG3 Mortgage Trust Class XA 0.77% due 09/15/48 ^{(1),(3)}	0.1	25,639
米ドル	100,000	Benchmark 2025-V16 Mortgage Trust Class A3 5.44% due 08/15/58 ⁽³⁾	0.4	104,183
米ドル	100,000	BFLD Trust 2025-FPM Class A 5.01% due 10/10/30 ^{(1),(3)}	0.4	100,435
米ドル	100,000	BMO 2024-5C7 Mortgage Trust Class AS 5.89% due 11/15/57 ⁽³⁾	0.4	103,757
米ドル	500,000	Bridge Street CLO IV Ltd. Class A 5.93% due 04/20/37 ^{(1),(2)}	1.9	501,333
米ドル	32,579	BSPRT 2022-FL8 Issuer Ltd. Class A 5.84% due 02/15/37 ^{(1),(2)}	0.1	32,579

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
米ドル	29,749	BX Commercial Mortgage Trust 2021-XL2 Class A 5.17% due 10/15/38 ^{(1),(2)}	0.1	29,740
米ドル	51,377	BX Commercial Mortgage Trust 2022-LP2 Class A 5.38% due 02/15/39 ^{(1),(2)}	0.2	51,377
米ドル	100,000	BX Trust 2019-0C11 Class E 4.08% due 12/09/41 ^{(1),(3)}	0.4	91,572
米ドル	5,138,000	BX Trust 2019-0C11 Class XB 0.32% due 12/09/41 ^{(1),(3)}	0.2	44,850
米ドル	151,227	Carrington Mortgage Loan Trust Series 2006- NC4 Class A3 4.60% due 10/25/36 ⁽²⁾	0.6	147,445
米ドル	500,000	CarVal CLO IX-C Ltd. Class A 6.01% due 04/20/37 ^{(1),(2)}	1.9	502,327
米ドル	1,081,474	CD 2017-CD4 Mortgage Trust Class XA 1.37% due 05/10/50 ⁽³⁾	0.1	14,886
米ドル	1,143,393	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2015-GC35 Class XA 0.83% due 11/10/48 ⁽³⁾	0.0	1,253
米ドル	302,742	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2017-P7 Class XA 1.23% due 04/14/50 ⁽³⁾	0.0	3,410
米ドル	100,000	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2020-555 Class E 3.62% due 12/10/41 ^{(1),(3)}	0.3	86,939
米ドル	117,000	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2020-GC46 Class AS 2.92% due 02/15/53 ⁽³⁾	0.4	105,560
米ドル	250,000	Cologix Data Centers US Issuer LLC Class A2 3.30% due 12/26/51 ⁽¹⁾	0.9	242,714
米ドル	281,713	COLT 2023-1 Mortgage Loan Trust Class A1 6.05% due 04/25/68 ^{(1),(4)}	1.1	282,851
米ドル	642,003	COLT 2023-2 Mortgage Loan Trust Class A1 6.60% due 07/25/68 ^{(1),(4)}	2.5	646,704
米ドル	1,085,591	CSAIL 2019-C18 Commercial Mortgage Trust Class XA 1.12% due 12/15/52 ⁽³⁾	0.1	35,566
米ドル	89,400	CSMC 2021-B33 Class A1 3.05% due 10/10/43 ⁽¹⁾	0.3	85,192
米ドル	1,047,420	FNMA Interest Strip Class C57 3.00% due 03/25/52	0.7	180,579
米ドル	1,174,834	FNMA Interest Strip Class C8 2.50% due 06/25/52	0.7	189,904
米ドル	466,344	FNMA REMICS Class AE 4.00% due 02/25/48	1.7	439,761
米ドル	420,450	Freddie Mac REMICS 4223 Class SB 0.05% due 07/15/43 ⁽²⁾	1.1	288,972
米ドル	1,853,610	Freddie Mac REMICS Class SD 0.00% due 08/25/51 ⁽²⁾	0.1	18,002
米ドル	983,941	Freddie Mac REMICS Class Z 3.00% due 11/25/51	2.2	569,895
米ドル	772,667	Freddie Mac REMICS Class ZP 3.00% due 11/25/51	1.9	478,169
米ドル	228,116	GAIA Aviation Ltd. Class A 3.97% due 12/15/44 ^{(1),(4)}	0.9	221,166
通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値

米ドル	107,212	GoodLeap Home Improvement Solutions Trust 2024-1 Class A 5.35% due 10/20/46 ⁽¹⁾	0.4	108,911
米ドル	1,086,063	Government National Mortgage Association Class CI 3.00% due 09/20/50	0.7	174,265
米ドル	846,943	Government National Mortgage Association Class EI 3.00% due 07/20/50	0.6	144,591
米ドル	1,003,192	Government National Mortgage Association Class IL 3.00% due 06/20/51	0.7	171,110
米ドル	1,948,536	Government National Mortgage Association Class IO 0.58% due 05/16/61 ⁽³⁾	0.3	82,106
米ドル	1,589,561	0.60% due 04/16/64 ⁽³⁾	0.3	72,128
米ドル	2,061,923	0.61% due 05/16/65 ⁽³⁾	0.4	92,305
米ドル	2,037,051	0.72% due 10/16/63 ⁽³⁾	0.5	121,003
米ドル	1,603,817	0.82% due 02/16/63 ⁽³⁾	0.4	98,444
米ドル	1,764,426	0.88% due 08/16/64 ⁽³⁾	0.5	127,296
米ドル	1,543,345	0.97% due 05/16/63 ⁽³⁾	0.4	107,696
米ドル	1,237,426	1.14% due 08/16/62 ⁽³⁾	0.4	99,082
米ドル	1,131,079	2.50% due 11/20/51 Government National Mortgage Association Class IW	0.6	167,276
米ドル	1,201,845	2.50% due 09/20/50 Government National Mortgage Association Class KI	0.7	175,353
米ドル	557,207	3.00% due 02/20/51 Government National Mortgage Association Class TI	0.4	94,871
米ドル	723,912	3.00% due 09/20/51 Greystone CRE Notes 2021-FL3 Ltd. Class A	0.5	122,170
米ドル	7,897	5.50% due 07/15/39 ^{(1),(2)} GS Mortgage Securities Trust 2017-GS6 Class XA	0.0	7,892
米ドル	820,303	1.14% due 05/10/50 ⁽³⁾ GS Mortgage Securities Trust 2017-GS7 Class XA	0.0	11,534
米ドル	884,271	1.17% due 08/10/50 ⁽³⁾ GS Mortgage Securities Trust 2020-GC45 Class XA	0.1	13,218
米ドル	1,139,710	0.73% due 02/13/53 ⁽³⁾ Horizon Aircraft Finance IV Ltd. Class A	0.1	24,538
米ドル	119,275	5.38% due 09/15/49 ⁽¹⁾ Invitation Homes 2024-SFR1 Trust Class C	0.5	120,414
米ドル	558,000	4.25% due 09/17/41 ⁽¹⁾ JPMBB Commercial Mortgage Securities Trust 2015-C32 Class XA	2.1	542,762
米ドル	560,997	1.23% due 11/15/48 ⁽³⁾ JPMDB Commercial Mortgage Securities Trust 2020-COR7 Class XA	0.0	36
米ドル	809,727	1.77% due 05/13/53 ⁽³⁾ LFT CRE 2021-FL1 Ltd. Class B	0.2	40,010
米ドル	100,000	6.23% due 06/15/39 ^{(1),(2)} LoanCore 2022-CRE7 Issuer Ltd. Class A	0.4	99,499
米ドル	66,654	5.89% due 01/17/37 ^{(1),(2)}	0.3	66,675

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
米ドル	814,902	Merrill Lynch Alternative Note Asset Trust Series 2007-OAR5 Class 1A1 3.63% due 10/25/47 ⁽³⁾	0.8	214,446
米ドル	37,557	MF1 2021-FL7 Ltd. Class A 5.55% due 10/16/36 ^{(1),(2)}	0.1	37,533
米ドル	85,840	MF1 2022-FL9 LLC Class A 6.50% due 06/19/37 ^{(1),(2)}	0.3	85,840
米ドル	929,478	Morgan Stanley Capital I Trust 2016-UB11 Class XA 1.56% due 08/15/49 ⁽³⁾	0.0	7,046
米ドル	963,143	Morgan Stanley Capital I Trust 2016-UBS12 Class XA 0.76% due 12/15/49 ⁽³⁾	0.0	4,452
米ドル	771,825	Morgan Stanley Capital I Trust 2017-H1 Class XA 1.45% due 06/15/50 ⁽³⁾	0.0	10,971
米ドル	1,566,843	Morgan Stanley Capital I Trust 2019-L3 Class XA 0.72% due 11/15/52 ⁽³⁾	0.1	33,965
米ドル	95,755	Morgan Stanley Capital I Trust 2024-NSTB Class A 3.90% due 09/24/57 ^{(1),(3)}	0.4	94,865
米ドル	113,000	Natixis Commercial Mortgage Securities Trust 2020-2PAC Class D 3.75% due 12/15/38 ⁽¹⁾	0.4	97,081
米ドル	59,583	Navient Private Education Refi Loan Trust 2022-A Class A 2.23% due 07/15/70 ⁽¹⁾	0.2	54,465
米ドル	659,129	OBX 2023-NQM1 Trust Class A1 6.12% due 11/25/62 ^{(1),(3)}	2.6	658,605
米ドル	65,928	Pagaya AI Debt Grantor Trust 2024-8 Class B 5.46% due 01/15/32 ⁽¹⁾	0.3	66,137
米ドル	174,274	PRET 2021-RN2 LLC Class A1 4.74% due 07/25/51 ^{(1),(4)}	0.7	173,878
米ドル	277,590	RALI Series 2006-QS13 Trust Class 1A3 6.00% due 09/25/36	0.9	219,954
米ドル	918,374	RALI Series 2007-QH5 Trust Class A11 4.90% due 06/25/37 ⁽²⁾	1.6	404,842
米ドル	106,310	RASC Series 2007-EMX1 Trust Class A13 4.84% due 01/25/37 ⁽²⁾	0.4	108,659
米ドル	635,400	Renaissance Home Equity Loan Trust 2006-4 Class AF2 5.29% due 01/25/37 ⁽⁴⁾	0.7	187,525
米ドル	100,000	SFO Commercial Mortgage Trust 2021-555 Class B 5.98% due 05/15/38 ^{(1),(2)}	0.4	99,125
米ドル	150,000	SoFi Consumer Loan Program 2025-2 Trust Class C 5.22% due 06/25/34 ⁽¹⁾	0.6	151,417
米ドル	287,270	Spruce Hill Mortgage Loan Trust 2020-SH1 Class M1 3.22% due 01/28/50 ^{(1),(3)}	1.1	281,966
米ドル	99,250	Subway Funding LLC Class A23 5.91% due 07/30/54 ⁽¹⁾	0.4	98,893

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
米ドル	196,500	Taco Bell Funding LLC Class A23 2.54% due 08/25/51 ⁽¹⁾	0.7	171,407
米ドル	33,011	TRTX 2021-FL4 Issuer Ltd. Class A 5.68% due 03/15/38 ^{(1),(2)}	0.1	33,010
米ドル	741,965	UBS Commercial Mortgage Trust 2017-C1 Class XA 1.62% due 06/15/50 ⁽³⁾	0.0	12,714
米ドル	1,845,811	UBS Commercial Mortgage Trust 2017-C3 Class XA 1.22% due 08/15/50 ⁽³⁾	0.1	25,552
米ドル	150,000	Upstart Securitization Trust 2025-2 Class B 5.62% due 06/20/35 ⁽¹⁾	0.6	151,259
米ドル	500,000	Verus Securitization Trust 2021-R1 Class M1 2.34% due 10/25/63 ⁽¹⁾	1.8	464,357
米ドル	614,985	Verus Securitization Trust 2023-INV1 Class A1 6.00% due 02/25/68 ^{(1),(4)}	2.4	615,179
米ドル	350,453	Washington Mutual Mortgage Pass-Through Certificates WMALT Series 2007-2 Trust Class 1A1 7.00% due 04/25/37	0.7	177,682
米ドル	1,083,475	Washington Mutual Asset-Backed Certificates WMABS Series 2006-HE5 Trust Class 2A3 3.88% due 10/25/36 ⁽²⁾	1.4	372,858
米ドル	607,526	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2016- C33 Class XA 1.70% due 03/15/59 ⁽³⁾	0.0	1,340
米ドル	783,492	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2017- C38 Class XA 1.05% due 07/15/50 ⁽³⁾	0.0	8,869
米ドル	1,317,225	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2019- C54 Class XA 0.96% due 12/15/52 ⁽³⁾	0.2	39,370
米ドル	50,000	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2024- 5C1 Class A3 5.93% due 07/15/57	0.2	52,496
米ドル	219,651	Wells Fargo Mortgage Backed Securities 2006- AR14 Trust Class 2A1 7.18% due 10/25/36 ⁽³⁾	0.8	204,339
		資産担保証券合計		15,539,628
		国債(10.7%)		
米ドル	1,000,000	U.S. Treasury Bond 4.25% due 08/15/54	3.5	895,273
米ドル	3,300,000	1.63% due 11/15/50	6.6	1,704,270
米ドル	39,561	U.S. Treasury Inflation Indexed Note 0.38% due 07/15/27	0.1	39,365
米ドル	54,448	1.63% due 10/15/27	0.2	55,509
米ドル	78,465	0.50% due 01/15/28	0.3	77,764
		国債合計		2,772,181
		モーゲージ担保証券(25.4%)		
米ドル	294,112	Fannie Mae Pool 3.00% due 11/01/46	1.0	262,741
米ドル	588,332	3.50% due 01/01/46	2.1	543,633
米ドル	238,846	FNMA Pool 3.50% due 02/01/51	0.8	218,275
米ドル	442,342	4.00% due 04/01/45	1.7	427,866

米ドル 1,169,251 4.98% due 06/01/53 4.3 1,103,539

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
米ドル	736,731	5.50% due 08/01/54 Freddie Mac Pool	2.9	751,004
米ドル	376,422	3.00% due 07/01/47	1.3	336,243
米ドル	756,387	4.00% due 08/01/52	2.7	707,600
米ドル	633,817	5.00% due 06/01/53	2.5	633,924
米ドル	656,750	5.00% due 08/01/55	2.5	651,711
米ドル	600,912	5.50% due 11/01/53 GNMA II Pool	2.4	606,213
米ドル	349,656	2.50% due 08/20/51	1.2	297,884
		モーゲージ担保証券合計		6,540,633
		米国合計		24,852,442
		債券合計(費用 28,967,208米ドル)		24,852,442
		投資有価証券合計(費用 28,967,208米ドル)	96.3	24,852,442
		負債を超える現金およびその他の資産	3.7	945,476
		純資産	100.0	25,797,918
				(3,840,794,032円)

(1)144A証券(1933年米国証券法の規則144Aに基づき登録を免除された証券。当該証券は、登録を免除された取引において、一般的に適格機関投資家に対して転売することができる。別途明記されない限り、当該証券は非流動的とはみなされない。)

(2)2025年8月31日現在の変動金利(Floating Rate)。

(3)2025年8月31日現在の変動金利(Variable Rate)。

(4)2025年8月31日現在のステップ金利。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

()円貨換算は、1米ドル=148.88円による。

円(毎月)クラス為替先渡し契約

買付通貨	取引先	想定元本	決済日	売付通貨	想定元本	未実現評価益 (米ドル)	未実現(評価損) (米ドル)	未実現純評価益/ (評価損) (米ドル)
日本円	Citi PB	156,059,727	2025年9月29日	米ドル	(1,060,657)	5,302	-	5,302
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	26,547	2025年9月29日	日本円	(3,890,542)	-	(27)	(27)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	32	2025年9月29日	日本円	(4,703)	-	(0)*	(0)*
米ドル	Citi PB	2,084	2025年9月29日	日本円	(306,171)	-	(7)	(7)
						5,302	(34)	5,268

円(年2回)クラス為替先渡し契約

買付通貨	取引先	想定元本	決済日	売付通貨	想定元本	未実現評価益 (米ドル)	未実現(評価損) (米ドル)	未実現純評価益/ (評価損) (米ドル)
日本円	Brown Brothers Harriman & Co.	10,000	2025年9月29日	米ドル	(68)	0*	-	0*
日本円	Citi PB	2,425,359,193	2025年9月29日	米ドル	(16,483,910)	82,399	-	82,399
米ドル	Citi PB	31,825	2025年9月29日	日本円	(4,674,850)	-	(107)	(107)
						82,399	(107)	82,292

*ゼロ収支は、0.50米ドル未満に四捨五入された数値を示す。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド

財務書類に対する注記（未監査）

2025年8月31日に終了した期間

注1 - 組成

ダブルライン・トータル・リターン・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、日興AMオフショア・ファンズのシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、2017年2月8日付の追補証書（以下「追補証書」といいます。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。日興AMオフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に従って設立されており、ミューチュアル・ファンド法（2021年改正）第4条第1項（a）に基づき、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）から免許を交付されています。ファンドは、2017年3月30日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）により、日次単位で管理されています。管理会社は、投資顧問業務を日興アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託しています。投資顧問会社は、投資顧問業務をダブルライン・キャピタル・エルピー（以下「副投資顧問会社」といいます。）に委託しています。ファンドの管理事務は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」および「副管理事務代行会社」といいます。）に委託されています。

ファンドの投資目的は、配当収益および値上がり益により中長期のトータル・リターンを実現することです。通常の状況下において、ファンドはその純資産の50%超を住宅モーゲージ担保証券および商業モーゲージ担保証券に投資し、積極的に政府機関証券および非政府機関証券等に配分します。

かかる投資には、米国政府、その関係機関、系列機関もしくは国策企業による保証付きの（もしくはこれらによる保証付きの担保権を担保とする）ものを含むあらゆる期間もしくは種類のモーゲージ担保証券、および購入時点でムーディーズからA a 3以上、S & PからA A - 以上もしくはその他米国証券取引委員会公認の全国的に認知された統計格付機関（以下「NRSRO」といいます。）から同等の格付が付与された民間発行のモーゲージ担保証券、または投資顧問会社もしくはその委託会社が同等の信用度を有すると判断する無格付証券が含まれます。かかる投資には、とりわけ、米国政府モーゲージ・パススルー証券、不動産抵当担保証券、マルチクラス・パススルー証券および民間モーゲージ・パススルー証券も含まれます。

ファンドは、米国政府の関係機関が発行する債券、米国政府系もしくは民間部門の企業が発行する債券、負債証券およびその他の固定利付証券、またはその他の資産担保債券、ローン担保債券ならびに米国政府およびその関係機関、系列機関および国策企業の債券等の短期投資にも投資することがあります。

ファンドは、投資時点で無格付の債券またはS & PからB B + 以下、ムーディーズからB a 1 以下もしくはその他NRSROから同等の格付が付与された債券を含むあらゆる信用度の債券に投資することがあります。投資不適格の格付が付与された債券および固定利付証券、または投資顧問会社もしくはその委託会社が同等の信用度を有すると判断する無格付証券は、ハイイールド・ハイリスク債券に該当し、一般に「ジャンク債」として知られています。ファンドは、その純資産の3分の1を上限として、投資不適格の格付が付与されているかまたは投資顧問会社もしくはその委託会社が同等の信用度を有すると判断する無格付のジャンク債、銀行ローンおよび譲渡証書、ならびにハイイールド企業のクレジット・デフォルト・スワップに投資することがあります。

ファンドは、その純資産の一部をインパース・フローター債、インタレスト・オンリー証券およびプリンシパル・オンリー証券に投資することがあります。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧称ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」および「管理事務代行会社」といいます。）がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を代行協会員（以下「代行協会員」といいます。）に選任し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社および株式会社SMBC信託銀行を日本における受益証券の販売会社（以下「販売会社」といいます。）に選任しました。

注2 - 重要な会計方針の概要

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）制定の会計基準コーデフィケーション（以下「ASC」といいます。）第946号における財務会計報告に関する指針に従う投資信託会社です。

ファンドの財務書類は、2025年3月1日から2025年8月31日までの期間を反映しています。

見積りの使用

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額（公正価値で評価された投資対象の売却により実現した最終的な金額を含みます。）と見積額との間に差異が生じる場合があり、かかる差異は重大なものである可能性があります。

会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日/契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または補償された有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資対象の評価額の変動は、運用計算書上、未実現評価益または評価損として計上されます。

投資対象の評価

当該債券およびその他の債務証券は、制限付有価証券を含めて（短期債は除きますが、上場株式等は含みます。）公正価値で評価され、公正価値は、その有価証券が通常取引される主たる市場における最終の売買価格（この価格は、価格決定業者（かかる業者を利用することは、投資顧問会社により承認されています。）の提供した評価額に基づくものです。）または売買がまったく行われなかった場合は、その有価証券のマーケット・メーカーであるブローカーが提供した、評価日における買呼値となります。満期日まで12ヶ月未満となったすべての債務証券は、原則として、満期日までの実効利回り累積/償却法により導かれた償却原価に、市場価格との比較に基づく調整を適宜加えた値を用いて、公正価値で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資対象の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価額が最も優先され（レベル1測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価額は、最も下位の優先度（レベル3測定）となります。上記指針は、以下のとおり3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

- ・レベル1 - 同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
- ・レベル2 - 資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ観測可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含みます。）。
- ・レベル3 - 重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものに基づきます。しかしながら、何をもって「観測可能」とするか決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に配信または更新され、信頼性がある検証可能であり、専有でなく、関連する市場に活発に関与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引されている株式ならびに一定の米国政府債券およびソブリン債が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類されます。かかる

分類には、投資適格債券、短期投資、および為替先渡し契約が含まれ、また一定の資産担保証券および不動産抵当担保証券も含まれる場合があります。

レベル2の投資対象には、活発な市場で取引されていないポジションおよび/または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および/または非譲渡性（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル3に分類される投資対象には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットが含まれます。レベル3の金融商品には、一定の資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。これらの有価証券の観測可能な価格が入手可能ではない場合、ファンドは公正価値を測定するために評価技法を用います。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

以下の表は、2025年8月31日現在の資産負債計算書に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資有価証券明細表に表示されています。

資産の公正価値

(単位：米ドル)

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2025年8月31日現在)
債券	-	24,852,442	-	24,852,442
為替先渡し契約	-	87,701	-	87,701
合計	-	24,940,143	-	24,940,143

負債の公正価値

(単位：米ドル)

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2025年8月31日現在)
為替先渡し契約	-	(141)	-	(141)
合計	-	(141)	-	(141)

2025年8月31日に終了した期間において、レベル3への転入およびレベル3からの転出はありませんでした。ファンドの方針は、レベルを決定し、期間末日現在のすべての移転を評価することです。

外貨換算

米ドル（以下「米ドル」または「機能通貨」といいます。）以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および未実現損益は、当該取引の発生した期間における運用計算書に含まれます。

ファンドでは、投資対象に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資対象に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されることとなります。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向です。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことはありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務ポジションの不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針（FASB制定のASC第740号）に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局の審査の結果、認められる可能性が認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たすであろう税務ポジションに関しては、財務書類上に認識される税務ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な解決を経て実現される最大ベネフィットの可能性が50%を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

為替先渡し契約

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の全部もしくは一部に係る為替リスクに対するヘッジまたは効率的なポートフォリオ管理を目的として、為替先渡し契約を締結することがあります。為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分（該当する契約に係る未実現評価益／（評価損）を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。）は、資産負債計算書に計上されます。実現損益および未実現損益は、運用計算書に計上されます。

こうした金融商品には、資産負債計算書に認識される金額を超える市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、カウンターパーティが契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。クラス・レベルのヘッジに加えて、ファンドには当期間中、為替先渡し契約5件（その平均想定元本は41,409米ドル、満期日までの平均残存期間は8日間です。）により1,825米ドルの実現純損失がありました。ファンドには当期間中、円（毎月）クラス・ヘッジ・レベルで保有される為替先渡し契約13件（その平均想定元本は1,030,716米ドル、満期日までの平均残存期間は27日間です。）により7,039米ドルの実現純損失がありました。また、ファンドには当期間中、円（年2回）クラス・ヘッジ・レベルで保有される為替先渡し契約22件（その平均想定元本は19,101,956米ドル、満期日までの平均残存期間は30日間です。）により49,343米ドルの実現純損失がありました。

ファンドの資産のすべてまたは実質的にすべてを米ドルで保有することができますが、円建てである円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券のために、ファンドがヘッジ取引を行うことが意図されています。かかる取引は、日本円に対するファンドの投資対象の表示通貨の不利な変動をヘッジするためのものです。かかるヘッジ取引に関連する利益、損失、費用、収益および支出は、各クラスの負担となります。

2025年8月31日に終了した期間において、円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券の為替先渡し契約の想定エクスポージャーは、各クラスの平均純資産を日本円のネットロングおよび米ドルのショートに近似させました。期間末現在の先渡し契約は、投資有価証券明細表で開示されています。

現金および外貨

現金および外貨は、保管会社の保有するすべての通貨ならびにその他の金融機関への翌日物預金および短期預金により構成されます。

注3 - 受益証券

ファンドの純資産は、円（毎月）クラス受益証券、円（年2回）クラス受益証券、米ドル（毎月）クラス受益証券および米ドル（年2回）クラス受益証券に分類されます。受益証券は、円建ておよび米ドル建てです。円（毎月）クラス受益証券、円（年2回）クラス受益証券、米ドル（毎月）クラス受益証券および米ドル（年2回）クラス受益証券は、以下に該当しない者、法人または主体のような適格投資家によって入手可能です。（）米国の市民もしくは居住者、米国に設立されたもしくは存続するパートナーシップまたは米国の法律に準拠して設立されたもしくは存続する法人、トラストもしくはその他の主体、（）ケイマン諸島に居住するもしくは住所を置く者もしくは主体（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、（）適用法に違反することなく受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者、または（）上記（）から（）に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの一または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

円（毎月）クラス受益証券、円（年2回）クラス受益証券、米ドル（毎月）クラス受益証券および米ドル（年2回）クラス受益証券に帰属するすべての純資産は、2種類の名義人口座の受益者に保有されます。

（単位：米ドル）

	円 (毎月) クラス	円 (年2回)ク ラス	米ドル (毎月) クラス	米ドル (年2回) クラス	ファンド 合計
2025年2月28日現在の残高	1,096,119	37,116,006	792,865	15,768,245	54,773,235
期間中の申込み	-	626	1,972	277,602	280,200
期間中の買戻し	(57,412)	(20,812,309)	-	(8,634,999)	(29,504,720)
分配金	(9,878)	(201,989)	(11,336)	(101,654)	(324,857)
運用による純資産の純増加	7,790	474,383	11,486	80,401	574,060
2025年8月31日現在の純資産	1,036,619	16,576,717	794,987	7,389,595	25,797,918

2025年2月28日現在の発行済受益証券口数	24,280口	750,211口	94,367口	1,694,639口	2,563,497口
期間中に発行された受益証券	- 口	13口	237口	29,618口	29,868口
期間中に買い戻された受益証券	(1,271)口	(419,309)口	- 口	(936,865)口	(1,357,445)口
2025年8月31日現在の発行済受益証券口数	23,009口	330,915口	94,604口	787,392口	1,235,920口
2025年8月31日現在の受益証券1口当たり純資産価格	45.05	50.09	8.40	9.38	

受益証券の申込み

円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券は、受益証券1口当たり10,000円の当初発行価格で当初発行されました。申込者1人当たりの円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について1口以上1口単位です。

米ドル（毎月）クラス受益証券および米ドル（年2回）クラス受益証券は、受益証券1口当たり10.00米ドルの当初発行価格で当初発行されました。申込者1人当たりの米ドル（毎月）クラス受益証券および米ドル（年2回）クラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について10口以上1口単位です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低当初申込口数（金額）および最低追加申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

受益証券の買戻し

ファンドは、負債と株主資本の区別に関する当局の指針に従って買戻しを認識します。買戻しは、日本円、米ドルまたは受益証券で表示されるかを問わず、買戻通知で要求される米ドル、日本円および受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計年度末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、期間末以降に支払われた買戻額は、期間末の純資産に基づきますが、2025年8月31日現在に支払われる買戻額として反映されています。2025年8月31日現在において、米ドル建ての受益証券について63,900米ドルの未払買戻額があり、それは資産負債計算書における買戻済受益証券に係る未払金に含まれています。

受益者による受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の選択により、各買戻日（2017年3月30日以降の各営業日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日（以下「評価日」ともいいます。））に買い戻すことができます。

買い戻しを希望する受益者は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後3時（東京時間）までに販売会社へこれを受領できるように、販売会社へ送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後6時（東京時間）または副管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに、副管理事務代行会社へ送付します。

当該買戻通知書が関連する時間までに副管理事務代行会社により受領されていない場合、買戻通知書は、買戻通知書が受領された直後の買戻日まで持ち越され、受益証券は当該買戻日において適用される当該買戻日に関連する買戻価格で買い戻されます。

一旦提出された場合、買戻通知書を取り消すことはできません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンド全体の受益者の利益を考慮し、適切と考えたと判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。

ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

受益者に対する分配

管理会社は、その単独の裁量により、分配を宣言することができますが、これが行われるという保証はありません。分配は、各クラス受益証券の分配落ち日の前営業日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日（以下「分配基準日」といいます。）に宣言され、（毎月）クラス受益証券については毎月15日ならびに（年2回）クラス受益証券については毎年3月および9月の15日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできる各月のその他の日（以下「分配落ち日」といいます。）に計算されます。分配期間とは、直前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。分配金は、関連する分配日に支払われます。ただし、関連する分配期間の関連するクラスの受益証券について宣言されたかかる分配金（もしあれば）は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券1口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、相当する受益者1人当たりのクラス・レベルの受益証券口数に影響を与えずに下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全体が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える分配期間中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

分配金（もしあれば）の額は、管理会社の単独の裁量により決定され、各（またはいずれかの）分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていません。

資本

受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日）につき、ファンドの資産および負債（ファンドの発生した報酬および費用を含みます。）の差額を発行済受益証券口数で除して、計算されます。

信託書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

注4 - デリバティブ金融商品

ASC第815-10-50号により、デリバティブ商品およびヘッジ活動について開示がなされなければなりません。それにより、ファンドは、a) 事業体がデリバティブ商品を利用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように計上されているか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように事業体の財務状態、財務業績およびキャッシュ・フローに影響を与えるかについて開示することが求められています。

ファンドは、各商品の主要なリスク・エクスポージャーを為替リスクとして、主にヘッジ目的で、先渡しデリバティブ商品を取引しています。ファンドが保有する為替先渡し契約は、会計処理上ASC第815号の要件に従い、ヘッジとはみなされません。

このようなデリバティブ商品の公正価値は、資産負債計算書に実現利益/（損失）として反映された公正価値の変動とともに計上されるか、またはデリバティブに係る未実現評価益/（評価損）純変動として運用計算書上に計上されます（注2）。

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するためにカウンターパーティと国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）を締結することができます。ISDAマスター契約は、後のすべてのデリバティブ取引に関する双務的条件を含み、一般的にファンドおよびそのカウンターパーティで交渉されます。ISDAマスター契約により、信用事由または不履行が起こった場合に、カウンターパーティに対して支払うべき金額またはカウンターパーティから受け取るべき金額すべてをネットिंगして一括でネット決済することができます。

ファンドは、資産負債計算書上、デリバティブ契約の債権および債務の公正価値を相殺しない選択を行いました。

2025年8月31日現在、ファンドは、マスター・ネットिंग契約（以下「MNA」といいます。）に基づき相殺可能な金額およびファンドから受領した担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ資産取引を行っております。

（単位：米ドル）

カウンターパーティ	MNAに服する デリバティブ 資産	相殺可能な デリバティブ	受領した 非現金担保	受領した 現金担保	デリバティブ 資産純額 ⁽¹⁾
-----------	-------------------------	-----------------	---------------	--------------	-------------------------------

Citi PB	87,701	(114)	-	-	87,587
合計	87,701	(114)	-	-	87,587

2025年8月31日現在、ファンドは、マスター・ネットリング契約(以下「MNA」といいます。)に基づき相殺可能な金額およびファンドにより供された担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ負債取引を行っております。

カウンターパーティ	(単位:米ドル)				
	MNAに服する デリバティブ 負債	相殺可能な デリバティブ	供された 非現金担保	供された 現金担保	デリバティブ 負債純額(1)
Brown Brothers Harriman & Co.	27	-	-	-	27
Citi PB	114	(114)	-	-	-
合計	141	(114)	-	-	27

(1)純額は、債務不履行事由の発生時におけるカウンターパーティによる債権/債務純額と同額です。

2025年8月31日現在、ファンドは、以下のデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ商品として 計上されないデリバティブ	(単位:米ドル)			
	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産負債計算書 の発生項目	公正価値	資産負債計算書 の発生項目	公正価値
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る未実現 評価益	87,701	為替先渡し契約 に係る未実現 評価損	(141)

2025年8月31日に終了した期間の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響額は以下のとおりです。

（単位：米ドル）			
ヘッジ商品として 計上されない デリバティブ	デリバティブに係る 利益または（損失）の 発生項目	デリバティブに係る 実現利益または （損失）	デリバティブに係る 未実現評価益または （評価損）の変動
為替先渡し契約 （通貨リスク）	為替先渡し契約 に係る実現純損失、 為替先渡し契約 に係る未実現評価益の変 動	(58,207)	344,000

注5 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する合計年率最大0.68%（管理会社報酬として年率0.03%、投資顧問報酬として4億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.25%および4億米ドル超の純資産価額に対する年率0.22%ならびに副投資顧問報酬として4億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.40%および4億米ドル超の純資産価額に対する年率0.35%）の管理報酬を毎月後払いにて受領します。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しも受けます。2025年8月31日に終了した期間において、管理会社は158,610米ドル（2025年8月31日現在、10,746米ドルが未払い）の報酬を得ました。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、副投資顧問会社および投資顧問会社の受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。

注6 - 保管会社および副管理事務代行会社報酬

保管会社および副管理事務代行会社は、資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる保管報酬を受領します。

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日時点の純資産価格を基に下記の年率で計算される副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領します。

0.07%	2.5億米ドル以下の部分
0.06%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.05%	5億米ドル超の部分

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を60,000米ドルとし、毎月後払いされます。また、保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ヘッジを含む為替サービスに係る報酬として当該クラスの純資産価額に対する年率0.05%（ただし、年間最低報酬を50,000米ドルとします。）を受領します。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料を受領します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費については全額ファンドの負担となります。2025年8月31日に終了した期間において、保管会社および副管理事務代行会社は47,758米ドル（2025年8月31日現在、16,834米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注7 - 受託会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.015%の合計報酬（ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。）を各四半期に後払いにて受領します。2025年8月31日に終了した期間において、受託会社は7,604米ドル（2025年8月31日現在、未払いはありません。）の報酬を得ました。

注8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.02%の報酬を各四半期に後払いにて受領します。2025年8月31日に終了した期間において、代行協会員は4,665米ドル（2025年8月31日現在、1,018米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注9 - 販売会社報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.60%の報酬を各四半期に後払いにて受領します。2025年8月31日に終了した期間において、販売会社は146,884米ドル(2025年8月31日現在、30,551米ドルが未払い)の報酬を得ました。

注10 - その他の報酬および経費

管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

注11 - 財務リスクマネジメント

ファンドの活動は、市場リスク(価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含みます。)、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクにさらされています。

市場リスク

すべての投資には、元本が減少するリスクがあります。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選択により、かかるリスクを緩和させます。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドが、中長期での値上がり益および収益の実現という目的を達成することができるかどうかは、主に、住宅モーゲージ担保証券および商業モーゲージ担保証券への投資の結果にかかっています。ファンドのすべての市場ポジションは、ファンドの投資顧問会社によって日々監視されています。

ファンドの投資の価値は、多数の要因(より幅広い経済の変化、金融市場および通貨市場、外国為替レート、金利の動向ならびに債券発行者の信用格付を含みますが、これらに限られません。)の影響を受けます。ファンドは、その資産負債計算書に反映される金額を上回る市場リスクを様々な程度で有する為替先渡し契約を締結することがあります。かかる契約の契約金額は、これらの金融商品へのファンドの投資の度合いを表します。これらの金融商品の基礎となる外国為替レートの変動によっては、かかる契約に関連する市場リスクが生じることがあります。

その他の市場リスクおよび信用リスクには、かかる契約の市場が非流動的である可能性、かかる契約の価値の変動が原通貨の価値の変動と直接関連しない可能性、または先渡し契約の相手方が、当該契約の条件に従った義務の履行を怠る可能性が含まれます。ファンドの、未決済の先物契約、為替先渡し契約、スワップ契約およびオプション契約の相手方の不履行に起因して損失を負うエクスポージャーは、かかる金融商品に内在する未実現評価益に限定されており、これは、資産負債計算書に計上されています。

金利リスク

金利の変動に対するファンドのエクスポージャーは、主に、ファンドによる債券契約への投資に関連します。金利の変動はまた、ファンドが短期で売買したデリバティブ商品の評価額および価格決定にも影響を与えます。投資顧問会社は、継続的に、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーおよびファンドの全体的な金利感応度を定期的に監視します。

資産担保証券への投資リスク

資産担保証券の原債務における借手が不履行に陥る可能性があり、また、金利下降期においては資産担保証券が繰上償還または期限前返済されることがあり、この結果ファンドが手取金をより低い金利で別の投資対象に再投資しなければならない可能性があるリスクをいいます。また、ファンドが投資する有価証券の原担保の価値の減損(例えばローンの不払いに起因するもの)により当該有価証券の価値が下落するリスクをいいます。

リスクの集中

ファンドはその主たる投資戦略に従い、米国の機関が発行した債券に主に投資することができます。それらの有価証券は限られた数の政府機関により発行されているため、それら機関の実際または潜在的な混乱はファンドに対するリスクとなり得ます。連邦政府抵当金庫(ジニーメイ)保証付のものと類似したモーゲージ担保証券の他の政府出資の発行体である連邦住宅抵当公庫(ファニーメイ)および連邦住宅金融抵当金庫(フレディマック)は2007年-2008年の住宅ローン危機の際にかかる混乱を経験し、当時は連邦による公的管理下に置かれました。ジニーメイの有価証券は、ファニーメイおよびフレディマックのものとは異なり、米国政府の完全な信頼と信用によって担保されており、米国政府債券のリスクにさらされています。他の発行者と同様に、米国政府の財政状態または信用格付の変化は、ファンドが保有する米国機関の有価証券の価値減少の要因となり得ます。

モーゲージ担保証券のリスク

モーゲージ担保証券は住宅ローン債務の「プール」による利益を対象とするものであり、信用リスク、金利リスク、期限前返済リスクおよび償還延期リスクにさらされています。モーゲージ担保証券は金利変動に対し他の債券とは異なる反

応を示し、モーゲージ担保証券の価格は厳しい経済状態および市場環境を反映することがあります。金利のわずかな変動(増減ともに)が迅速かつ著しく特定のモーゲージ担保証券の価値を減少させることがあります。また、取引の相手方の債務不履行または破産によりファンドが損失を被る可能性があります。

モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券のリスク

ファンドは、直接もしくは間接に不動産ローンへのパーティシペーションを表章するか、または不動産ローンにより担保され、これから支払いを受けるモーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券に投資することがあります。モーゲージ関連証券は、住宅モーゲージローンまたは商業モーゲージローン(貯蓄機関および貸付機関、抵当銀行、商業銀行ならびにその他により組成されたモーゲージローンを含みます。)のプールを源泉として発行されます。これらの証券では、利息および元本の両方から構成される支払いが毎月行われます。利息は、固定金利または変動金利により決定される可能性があります。先順位抵当に関する期限前返済率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、購入時点で予測された証券の実効デュレーションに比べて、その短期化または長期化をもたらす可能性があります。特定のモーゲージ関連証券の元本および利息の適時支払いは、米国政府の完全な信頼と信用により保証されています。非政府系の発行体(政府出資の企業を含みます。)が作り出し、保証するプールは、様々な形態の保険または保証による支援を受ける可能性があります。民間の保険会社または保証人が保険契約または保証契約に基づき債務を弁済できるという保証はありません。

商業モーゲージローンにより担保されたモーゲージ関連証券への投資のリスクの多くは、不動産市場に関する現地の景気およびその他の経済情勢による影響、テナントのリース支払能力、また不動産のテナントを引き付け、引き留める能力を反映します。

信用リスク

信用リスクは、相手方または債券発行者が、ファンドに対する条件に従った義務の履行を怠った場合に、ファンドが負う可能性のある損失を表します。市場で取引される契約の場合、取引所が個別の取引の相手方として行為するため、個別のポジションの相手方との間の受渡しのリスクを負います。ファンドの経営陣は、未決済のデリバティブ契約に関連する信用リスクがファンドの財政状態に重大な悪影響を与えたとはいっていません。

管理会社は、保管会社を監視し、当該会社が適切な保管会社であると信じていますが、当該会社またはファンドが随時使用する保管会社が支払不能に陥り、その結果ファンドが損失を被らないという保証はありません。

米国破産法および1970年証券投資家保護法の両方が、機関の破綻、支払不能または清算時の顧客の保護を定めていますが、ファンドの資産を保管する機関が破綻した場合に、一定期間資産を使用できないか、その資産を最終的に全額回復することができないか、またはその両方により、ファンドが損失を被ることがないという確証はありません。ファンドのすべての現金が一つの機関で保管されているため、かかる損失は、重大なものになり、また、ファンドの投資目的を実現する能力を著しく損なう可能性があります。ファンドは、かかる機関が未払金を返済する義務を履行できない可能性がある限り、信用リスクを負います。

流動性リスク

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあることにご留意ください。ファンドへの投資は一定のリスクを伴います。また、ファンドの投資目的が実現するという保証はありません。

ファンドは、日々、その受益証券の買戻しを求められる可能性があります。経営陣は、事業運営に必要な当面のおよび予測できる資金ならびに、必要な場合、買戻しに充てるためおよびより小規模な金額での取引を適切に反映する市場ポジションを実現するための流動性を十分に有していると信じています。ファンドがその義務を履行する能力を確実に有するよう、経営陣はかかる持高を継続的に監視しています。

2025年8月31日現在、ファンドの実質的にすべての投資は、店頭取引市場において取引されました。

為替リスク

ファンドは、米ドル以外の通貨、すなわち機能通貨建ての金融資産および非金融資産を保有し、かかる金融負債および非金融負債を負っています。したがって、ファンドは、他通貨建ての資産および負債の価値が為替レートの変動により変動するため、為替リスクにさらされています。ファンドは、為替リスクへのエクスポージャーを制限するために、随時為替ヘッジ取引を実施する可能性があります。投資顧問会社は、ファンドの通貨エクスポージャーを日々監視しています。

注12 - 契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができ、それらは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの管理事務代行会社、監査役または投資顧問会社といったファンドについて実施されたサービスに関する第三者からの要

求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーについては、受託者に対してなされる未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーが発生することから、把握することができません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクの隔離を図っています。

注13 - 後発事象

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社はアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に商号を変更、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドはアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに商号を変更、日興AMオフショア・ファンズはアモーヴァ オフショア・ファンズに名称を変更しました。商号変更による持分関係への影響はなく、引き続き三井住友トラストグループの完全子会社であり、世界中の投資家の投資目標の達成に貢献します。

経営陣は、2025年10月20日(財務書類の発表日)までの後発事象のレビューを行いました。

2025年9月1日から2025年10月20日までの期間において、円(年2回)クラスについて286米ドル、米ドル(毎月)クラスについて331米ドルおよび米ドル(年2回)クラスについて200,430米ドルの申込みがありました。また、円(毎月)クラスについて申込みはありませんでした。

2025年9月1日から2025年10月20日までの期間において、円(年2回)クラスについて60,869米ドルおよび米ドル(年2回)クラスについて82,625米ドルの買戻しがありました。また、円(毎月)クラスおよび米ドル(毎月)クラスについて買戻しはありませんでした。

また、円(毎月)クラスについて3,090米ドル、円(年2回)クラスについて90,331米ドル、米ドル(毎月)クラスについて3,785米ドルおよび米ドル(年2回)クラスについて48,414米ドルの分配がありました。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2025年9月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約7,146万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（148.88円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（148.88円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億4,888万円）です。

管理会社は、2003年9月26日付で、普通株式30,000株をもって設立され、2007年7月30日付で普通株式450,000株が追加発行されました。

(2) 事業の内容及び営業の状況

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2025年9月末日現在、23本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約3,475百万米ドル（約5,174億円）です。

（2025年9月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	管理投資信託財産の本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド型投資信託	12	209,511,374,098円
		11	2,057,221,075米ドル

ii) 管理会社としての役割

管理会社は、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（注）（以下「受託会社」といいます。）および管理会社の間で締結された2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に基づき、ファンドの投資運用および資産の再投資について責任を負います。管理会社は、ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）の意味および目的における、アモーヴァ オフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）および各シリーズ・トラストの「インベストメント・アドバイザー」です。

（注）ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、2024年8月13日付で商号をCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに変更しました。以下同じです。

管理会社は、権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有し、適用法令で認められる範囲内で、すべての受任者または再受任者の行為について責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、関連するシリーズ・トラストの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（マスター信託証書およびその2017年2月8日付の追補証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）シリーズ・トラストの管理会社として被る可能性のある訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、当該シリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。疑義を避けるために付言すれば、管理会社は、他のファンドに関連して発生した債務について、ファンドの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、マスター信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはシリーズ・トラストを代理して、トラストまたは当該シリーズ・トラストのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後のみ効力を生じるものとします。

管理会社は、マスター信託証書により付与された委託権限に従い、管理事務代行業務の一部および保管業務の一部を副管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーに委託しています。

(3) その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- 1．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に基づき作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- 2．管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー エルエルピーは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
- 3．日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年9月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝148.88円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの社員宛の独立監査人の報告書

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の包括利益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、および注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2025年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2025年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・英国で採用された国際会計基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2025年3月18日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、取締役の判断に対する評価において、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。

この作業に基づく我々の結論は以下のとおりである。

- ・我々は、法定外財務書類の作成において、取締役による継続会計基準の採用が妥当であると判断している。
- ・我々は、継続可能期間に、当社の継続性に個別にまたは全体として、重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性を識別しておらず、かかる不確実性は存在しないという取締役の評価に同意する。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、上記の結論は、当社が運営を継続することを保証するものではない。

不正および法令違反 - 発見能力

不正による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

不正による重大な虚偽記載のリスク（以下「不正リスク」という。）を識別するため、我々は、不正を行う動機もしくは圧力を示唆する事象もしくは状況、または不正を行う機会を提供する事象もしくは状況を評価した。我々のリスク評価手続には、以下が含まれる。

- ・不正を防止および発見するための当社の高度な方針および手続ならびに実際の不正、その疑いまたはその申立について認識しているかどうかについて、取締役に照会し、方針文書を閲覧した。
- ・取締役会議事録を通読した。

我々は、識別された不正リスクを監査チーム全体に通知し、監査中も不正の兆候に注意を払い続けた。

我々は、監査基準に要求されるとおり、また、統制環境に関する我々の全体的な知識を考慮して、経営陣が統制を無効化するリスク、特に経営陣が不適切な会計処理を行う立場にある可能性があるリスクに対応するための手続を実施する。我々は、この監査では収益の計算が公平かつ明確であり、操作の機会が限られているため、収益の認識に関する不正リスクはないと確信する。

我々はいかなる追加の不正リスクも識別しなかった。

我々はまた、リスク基準に基づいて分析するべき仕訳を識別し、識別された仕訳を関係書類と比較するなどの手続を実施した。これには決算後のすべての仕訳が含まれていた。

法令違反に関する重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

我々は、一般的な商業経験および産業経験、（監査基準に要求される）取締役およびその他の経営陣との議論ならびに当社の法規対応の査察から、財務書類に重大な影響を及ぼすと合理的に予想される法令の分野を識別し、法令の順守に関する方針および手続を取締役およびその他の経営陣と議論した。

我々は、識別された法令をチーム全体に通知し、監査中も違反の兆候に注意を払い続けた。

これらの法令が財務書類に与える影響は、多様である。

第一に、当社は、財務報告に関する法律（関連会社法を含む。）など、財務書類に直接影響する法令の適用を受けており、関連する財務書類項目の手続の一環として、これらの法令の順守状況を評価した。

第二に、当社は、その他の多くの法令の適用を受けており、違反の結果、罰金または訴訟を課せられたり、業務権限を失うことなどにより、財務書類の金額または開示に重大な影響を及ぼす可能性がある。我々は、かかる影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、当社の活動の財務上の性質を認識する会社法の特定の側面およびその法的形態を識別した。

監査基準は、これらの法令違反を識別するために要求される監査手続を、取締役およびその他の経営陣の照会ならびに法規対応の査察（もしあれば）に制限する。したがって、業務規則違反が我々に開示されていない場合、または関連する対応から明らかではない場合、監査によりかかる違反は発見されない。

不正または法令違反を発見するための監査能力の状況

監査固有の制限により、監査基準に準拠して適正に監査を計画および実施したにもかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載を発見できない可能性があるという不可避なリスクが存在する。例えば、法令違反が財務書類に反映された事象および取引から離れれば離れるほど、監査基準により要求される固有の限られた手続でそれが識別される可能性は低くなる。

さらに、あらゆる監査と同様に、共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示または内部統制の無効化を含む可能性があるため、不正を発見できないリスクが依然として高い。我々の監査手続は、重大な虚偽記載を発見するために策定されている。我々は、違反または不正を防止する責任を負わず、すべての法令違反を発見することは期待できない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、我々の法定外財務書類監査に基づき、当該情報に重大な虚偽記載がないか、または法定外財務書類もしくは我々の監査知識と矛盾しないかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用また

は依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書(またはその一部)に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

カーラ・キャシディ(上級法定監査人)
ケーピーエムジー エルエルピーを代表して
公認会計士
ロンドン、E14 5GL
カナダ・スクエア15

2025年7月11日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Nikko AM Global Cayman Limited (" the Company ") for the year ended 31 March 2025 which comprise the statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the accounting policies in note 2. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company ' s affairs as at 31 March 2025 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (" ISAs (UK) ") and the terms of our engagement letter dated 18 March 2025. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements (" the going concern period ").

In our evaluation of the directors ' conclusions, we considered the inherent risks to the Company ' s business model and analysed how those risks might affect the Company ' s financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate; and
- we have not identified and concur with the directors' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations – ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud. Our risk assessment procedures included:

- enquiring of directors and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud; and
- reading Board meeting minutes.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, and taking into account our overall knowledge of the control environment, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because the calculation of the revenue is non-judgmental and straightforward, with limited opportunity for manipulation.

We did not identify any additional fraud risks.

We also performed procedures including identifying journal entries to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included all post-closing journals.

Identifying and responding to risks of material misstatement related to non-compliance with laws and regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience, and through discussion with the directors and other management (as required by auditing standards), and from inspection of the Company’s regulatory and legal correspondence and discussed with the directors and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation or the loss of the Company’s authority to operate. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: certain aspects of company legislation recognising the financial nature of the Company’s activities and its legal form.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the directors and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed noncompliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as these may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing noncompliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the Directors Report. Our opinion on the non-statutory financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the non-statutory financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Carla Cassidy (Senior Statutory Auditor)

for and on behalf of KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London E14 5GL

11 July 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの社員宛の独立監査人の報告書

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の包括利益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、および注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2024年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2024年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・英国で採用された国際会計基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2024年4月12日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、取締役の判断に対する評価において、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。

この作業に基づく我々の結論は以下のとおりである。

- ・我々は、法定外財務書類の作成において、取締役による継続会計基準の採用が妥当であると判断している。
- ・我々は、継続可能期間に、当社の継続性に個別にまたは全体として、重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性を識別しておらず、かかる不確実性は存在しないという取締役の評価に同意する。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、上記の結論は、当社が運営を継続することを保証するものではない。

不正および法令違反 - 発見能力

不正による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

不正による重大な虚偽記載のリスク（以下「不正リスク」という。）を識別するため、我々は、不正を行う動機もしくは圧力を示唆する事象もしくは状況、または不正を行う機会を提供する事象もしくは状況を評価した。我々のリスク評価手続には、以下が含まれる。

- ・不正を防止および発見するための当社の高度な方針および手続ならびに実際の不正、その疑いまたはその申立について認識しているかどうかについて、取締役に照会し、方針文書を閲覧した。
- ・取締役会議事録を通読した。

我々は、識別された不正リスクを監査チーム全体に通知し、監査中も不正の兆候に注意を払い続けた。

我々は、監査基準に要求されるとおり、また、統制環境に関する我々の全体的な知識を考慮して、経営陣が統制を無効化するリスク、特に経営陣が不適切な会計処理を行う立場にある可能性があるリスクに対応するための手続を実施する。我々は、この監査では収益の計算が公平かつ明確であり、操作の機会が限られているため、収益の認識に関する不正リスクはないと確信する。

我々はいかなる追加の不正リスクも識別しなかった。

我々はまた、リスク基準に基づいて分析すべき仕訳を識別し、識別された仕訳を関係書類と比較するなどの手続を実施した。これには決算後のすべての仕訳が含まれていた。

法令違反による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

我々は、一般的な商業経験および産業経験、（監査基準に要求される）取締役およびその他の経営陣との議論ならびに当社の法規対応の査察から、財務書類に重大な影響を及ぼすと合理的に予想される法令の分野を識別し、法令の順守に関する方針および手続を取締役およびその他の経営陣と議論した。

我々は、識別された法令をチーム全体に通知し、監査中も違反の兆候に注意を払い続けた。

これらの法令が財務書類に与える影響は、多様である。

第一に、当社は、財務報告に関する法律（関連会社法を含む。）など、財務書類に直接影響する法令の適用を受けており、関連する財務書類項目の手続の一環として、これらの法令の順守状況を評価した。

第二に、当社は、その他の多くの法令の適用を受けており、違反の結果、罰金または訴訟を課せられたり、業務権限を失うことなどにより、財務書類の金額または開示に重大な影響を及ぼす可能性がある。我々は、かかる影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、当社の活動の財務上の性質を認識する会社法の特定の側面およびその法的形態を識別した。

監査基準は、これらの法令違反を識別するために要求される監査手続を、取締役およびその他の経営陣の照会ならびに法規対応の査察（もしあれば）に制限する。したがって、業務規則違反が我々に開示されていない場合、または関連する対応から明らかではない場合、監査によりかかる違反は発見されない。

不正または法令違反を発見するための監査能力の状況

監査固有の制限により、監査基準に準拠して適正に監査を計画および実施したにもかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載を発見できない可能性があるという不可避なリスクが存在する。例えば、法令違反が財務書類に反映された事象および取引から離れば離れるほど、監査基準により要求される固有の限られた手続でそれが識別される可能性は低くなる。

さらに、あらゆる監査と同様に、共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示または内部統制の無効化を含む可能性があるため、不正を発見できないリスクが依然として高い。我々の監査手続は、重大な虚偽記載を発見するために策定されている。我々は、違反または不正を防止する責任を負わず、すべての法令違反を発見することは期待できない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、我々の法定外財務書類監査に基づき、当該情報に重大な虚偽記載がないか、または法定外財務書類もしくは我々の監査知識と矛盾しないかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用また

は依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書(またはその一部)に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

ケーピーエムジー エルエルピー
公認会計士

ロンドン、E14 5GL

カナダ・スクエア15

2024年7月16日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Nikko AM Global Cayman Limited (" the Company ") for the year ended 31 March 2024 which comprise the statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the accounting policies in note 2. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company ' s affairs as at 31 March 2024 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (" ISAs (UK) ") and the terms of our engagement letter dated 12 April 2024. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements (" the going concern period ").

In our evaluation of the directors ' conclusions, we considered the inherent risks to the Company ' s business model and analysed how those risks might affect the Company ' s financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate; and
- we have not identified and concur with the directors' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations – ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud. Our risk assessment procedures included:

- enquiring of directors and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud; and
- reading Board meeting minutes.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, and taking into account our overall knowledge of the control environment, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because the calculation of the revenue is non-judgmental and straightforward, with limited opportunity for manipulation.

We did not identify any additional fraud risks.

We also performed procedures including identifying journal entries to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included all post-closing journals.

Identifying and responding to risks of material misstatement due to non-compliance with laws and Regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience, and through discussion with the directors and other management (as required by auditing standards), and from inspection of the Company’s regulatory and legal correspondence and discussed with the directors and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation or the loss of the Company’s authority to operate. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: certain aspects of company legislation recognising the financial nature of the Company’s activities and its legal form.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the directors and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed noncompliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as these may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing noncompliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the Directors Report. Our opinion on the non-statutory financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the non-statutory financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP
Chartered Accountants
15 Canada Square
London E14 5GL

16 July 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
貸借対照表
2025年3月31日現在

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
現金および現金同等物		5,294,366	788,225	4,561,628	679,135
債権	7	1,646,749	245,168	1,834,018	273,049
流動資産合計		6,941,115	1,033,393	6,395,646	952,184
負債および株主資本					
流動負債					
債務	8	1,497,979	223,019	1,655,120	246,414
流動負債合計		1,497,979	223,019	1,655,120	246,414
株主資本					
管理会社の株主に帰属する資本金および準備金					
株式資本		480,000	71,462	480,000	71,462
利益剰余金		4,963,136	738,912	4,260,526	634,307
株主資本合計		5,443,136	810,374	4,740,526	705,770
負債および株主資本の合計		6,941,115	1,033,393	6,395,646	952,184

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

10頁から22頁(訳注:原文のページ)の当財務書類は、取締役会により承認されており、取締役会を代表してD・クルーズ氏により公表を許可され、署名されています。

D・クルーズ

取締役

2025年7月11日

企業登録番号: 129332

() 円貨換算は、1米ドル = 148.88円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

包括利益計算書

2025年3月31日に終了した年度

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益	3	12,773,881	1,901,775	12,998,608	1,935,233
管理費用		(11,819,837)	(1,759,737)	(12,015,683)	(1,788,895)
営業利益		<u>954,044</u>	<u>142,038</u>	<u>982,925</u>	<u>146,338</u>
その他費用	5	<u>(17,231)</u>	<u>(2,565)</u>	<u>(104,049)</u>	<u>(15,491)</u>
税引前利益		<u>936,813</u>	<u>139,473</u>	<u>878,876</u>	<u>130,847</u>
所得税	6	(234,203)	(34,868)	(219,719)	(32,712)
税引後利益		<u>702,610</u>	<u>104,605</u>	<u>659,157</u>	<u>98,135</u>
その他当期包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		<u>702,610</u>	<u>104,605</u>	<u>659,157</u>	<u>98,135</u>

当社の事業はすべて継続事業に分類されています。

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 148.88円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

株主資本変動計算書

2025年3月31日に終了した年度

	注記		株式資本		利益剰余金		合計	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2023年4月1日付残高	480,000	71,462	10,351,369	1,541,112	10,831,369	1,612,574		
当期包括利益合計	-	-	659,157	98,135	659,157	98,135		
支払配当金	-	-	(6,750,000)	(1,004,940)	(6,750,000)	(1,004,940)		
2024年3月31日付残高	480,000	71,462	4,260,526	634,307	4,740,526	705,770		
当期包括利益合計	-	-	702,610	104,605	702,610	104,605		
2025年3月31日付残高	480,000	71,462	4,963,136	738,912	5,443,136	810,374		

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 148.88円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2025年3月31日に終了した年度

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引後利益		702,610	104,605	659,157	98,135
調整項目：					
為替差損純額	5	16,998	2,531	98,264	14,630
税金費用	6	234,203	34,868	219,719	32,712
利息費用	5	233	35	5,785	861
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー		954,044	142,038	982,925	146,338
営業資産および営業負債の変動					
債権の減少		187,269	27,881	58,583	8,722
債務の(減少)/増加		(171,626)	(25,552)	9,320	1,388
関連会社への支払純額 - グループ税控除		(219,719)	(32,712)	(27,715)	(4,126)
支払利息		(233)	(35)	(1,179)	(176)
営業活動による現金収入純額		749,735	111,621	1,021,934	152,146
財務活動					
株主への支払配当金		-	-	(6,750,000)	(1,004,940)
財務活動による現金純額		-	-	(6,750,000)	(1,004,940)
現金および現金同等物における純増加/(減少)額		749,735	111,621	(5,728,066)	(852,794)
現金および現金同等物の期首残高		4,561,628	679,135	10,387,958	1,546,559
保有現金に係る為替レート変動の影響		(16,998)	(2,531)	(98,264)	(14,630)
現金および現金同等物の期末残高		5,294,365	788,225	4,561,628	679,135

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 148.88円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」といいます。）はケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島に所在します。登録上の所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス私書箱309GTです。当年度中の当社の主要な活動は、第三者および他のグループのメンバーに対して投資助言および投資運用サービスを提供することです。当財務書類は、当社が外国会社規則の第3章の要件を継続的に遵守することを確保するために作成されています。

注2 - 重要な会計方針の概要

採用される主要な会計方針は下記のとおりです。

作成の基礎

当社の財務書類は、英国で採用された国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）に従い作成されています。以下に記載される会計方針は、本財務書類に表示されたすべての期間について一貫して適用されています。

当社は利益を上げていること、当社は2025年3月31日現在において5,294,366米ドルの現金準備金を含み、（収益でカバーされるサブ・アドバイザー報酬を除いた後の）比較的低コストのベースをカバーするのに十分な強固で流動性の高い貸借対照表を有していることから、取締役は、当財務書類を作成するにあたり、継続会計基準を採用しています。取締役は、当財務書類の作成日付から少なくとも12ヶ月のあいだ、流動性準備金および低コストのベースと合わせて、当社がその債務を履行するのに十分は準備金を有していることを示す利益予想を作成しています。

上記に基づき、取締役は、当社が当財務書類の日付から少なくとも12ヶ月のあいだ業務を継続するための十分な資産を有していると合理的に予想しており、したがって、取締役は当財務書類を作成するにあたり、継続会計基準の採用を続けています。

新たな会計基準

取締役は、当年度において、新たな会計基準が当社に重要な影響を及ぼしたとは考えていません。

今後の会計基準の見直しに従い、取締役は財務書類への予想される影響を評価し、これが最小限であると判断しました。

評価の方法

財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されます。

見積りおよび仮定

財務書類を作成するにあたり、取締役は、貸借対照表の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに当年度の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。見積りの性質上、見積額と実績額との間に差異が生じる場合があります。仮定および見積りは、過去の実績および将来における成長を見込んだ予想を含むその他の要因に基づき行われ、継続的に見直されます。2025年3月31日現在および2024年3月31日現在、重要な見積りまたは仮定は存在しません。

収益

営業収益には、投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬が含まれます。営業収益は、通常の業務において提供したサービスについて受領する対価（割引、トレイル報酬、付加価値税およびその他売上税の控除後）の公正価値で測定されます。

投資管理報酬および投資顧問報酬ならびに付随する報酬は、関連するサービスが提供された時点で随時認識されます。投資管理報酬および投資顧問報酬は、運用資産に対する比率で計算されます。運用報酬は、投資対象が満期を迎え、当該報酬が回収可能となった期間において確定する時点で計上されます。

管理費用

管理費用は、関連するサービスが提供される期間にわたって計上されます。

当期所得税および繰延所得税

当期の損益に対する税金は、当期税金および繰延税金から構成されます。税金は、資本に認識されることとなる直接資本に認識される項目に関連する場合を除き、包括利益計算書において認識されます。

当期税金とは、貸借対照表の日付現在において制定または実質的に制定されている税率を用いた、当期の課税所得または課税損失に対する予想未払税金または未収税金、および過年度に関する未払税金の調整をいいます。

当社は、他のグループ事業体の損失について生じた当期税金控除を当社の税金費用に充当することができます。

繰延税金とは、貸借対照表における資産および負債の帳簿価額と課税利益の計算に使用される課税標準額との差額について支払われるべきまたは回収可能であると予想される税金をいいます。繰延税金は、貸借対照表の負債法を用いて計上されます。繰延税金負債は、通常、すべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税利益が得られる可能性が高い範囲において認識されます。

外貨

当社の機能通貨および表示通貨は、米ドル(\$)です。

米ドル以外の通貨での取引は、当該取引日の実勢為替レートで計上されます。各貸借対照表の日付において外貨建ての貨幣性資産は、貸借対照表の日付現在の実勢為替レートで再換算されます。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および非貨幣性負債は、公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算されます。再換算により生じる為替差損益は、該当期間における純損益に含まれます。ただし、公正価値の変動が直接資本に認識される非貨幣性資産および非貨幣性負債から生じる為替差額は除きます。

金融商品

当社の金融商品は、現金および現金同等物、売掛金およびその他の債権ならびに買掛金およびその他の債務により構成されます。これらはIFRS第9号の金融商品に従って分類され、測定されます。

() 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金および手元現金により構成されます。金融商品は、短期の現金コミットメントを達成するために保有されており、価値の変動についてわずかなリスクにさらされています。現金は、残高の規模に応じて市場金利で利息を得ます。金融収益は、未払元本を参照し、かつ適用利率により、現金および現金同等物を時間ベースで計上しています。

() 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権には、管理報酬、アドバイザー報酬および運用報酬の未収額ならびに顧客および他者からの未収額が含まれます。すべての売掛金およびその他の債権は、要求に応じてまたは1年以内に回収されます。これらは、貸借対照表上、償却原価から回収不能見込額に係る適切な引当金を控除して計上されます。グループ事業から支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

() 買掛金およびその他の債務

買掛金およびその他の債務には、当初より償却原価で計上された投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬の未払額ならびにベンダーおよび他者に対する未払額が含まれます。すべての買掛金およびその他の債務は、締結された契約上の取り決めの内容に従い分類されます。これらは、要求に応じてまたは1年以内に支払われるものとし、貸借対照表上、原価で計上されます。グループ事業に対し支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

() 金融資産の減損

当社は、償却原価で測定される金融資産について見込まれる信用損失を評価します。債務不履行に陥る可能性が高いか、可能性があるかどうかを判断するために考慮される要素には、支払が支払期限を過ぎているかどうか（およびその期間の長さ）、顧客/カウンターパーティの信用力の低下が見受けられること、または顧客/カウンターパーティの信用力に悪影響を及ぼす可能性があるその他の問題が含まれます。

信用力に悪影響を及ぼす問題が見受けられない金融資産の場合、予想信用損失は、12ヶ月間連続で発生すると予想される損失に基づき計算されます。取締役は、当社の金融資産(すなわち、銀行預金)の特性上、信用リスクは極めて低いと考えています。

契約上の支払が30日を超えて延滞している金融資産の場合、デフォルトポジションでは信用リスクの増大が想定されます。しかしながら、デフォルトポジションを示す従来の基準は実体がなく、2025年3月31日現在、延滞しているとみなされる受取報酬は存在しませんでした。

注3 - 顧客との契約から生じる収益

すべての収益は、投資助言および投資運用サービスの提供に関連しており、ケイマン諸島において発生しています。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
投資管理報酬および投資顧問報酬	12,666,479	12,773,098
運用報酬	107,402	225,510
合計	12,773,881	12,998,608

注4 - 監査報酬

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
当社の財務書類の監査のために当社の監査人に対して支払われる報酬	45,772	44,961
合計	45,772	44,961

注5 - その他費用

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
為替差損純額	16,998	98,264
利息費用	233	5,785
合計	17,231	104,049

注6 - 税金

2025年3月31日に終了した年度および2024年3月31日に終了した年度の収益に対する税金は以下のとおりです。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
当期税金		
英国法人税25%(2024年:25%)	(234,203)	(219,719)
当期所得税費用合計	(234,203)	(219,719)
所得税費用合計	(234,203)	(219,719)

法定実効税率による税金費用と、2025年3月31日に終了した年度および2024年3月31日に終了した年度の継続事業に反映された収益に対する税金との調整は以下のとおりです。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
税金調整		
税引前利益	936,813	878,876
英国法人税の標準税率25%（2024年：25%）を乗じた利益	(234,203)	(219,719)
所得税費用合計	(234,203)	(219,719)
当期実効税率	25.0%	25.0%

当社は、当社の当期税金費用を相殺するために、日興グループの他の事業体からの当期税金控除を使用します。グループ税控除に関連する関連会社への支払額は、貸借対照表（注8）において、未払金として計上されています。

注7 - 債権

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
未収金	1,560,608	1,710,268
関連会社からの未収金	-	52,370
未収収益および前払費用	86,141	71,380
合計	1,646,749	1,834,018

注8 - 債務

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
未払費用および繰延収益	221,928	214,067
未払金	202,510	230,168
関連会社への未払金	839,338	991,166
関連会社への未払金 - グループ税控除	234,203	219,719
合計	1,497,979	1,655,120

注9 - 財務リスク要因

当社の金融資産および金融負債に関連する主要なリスクを以下に記載しています。

信用リスク

信用リスクは、主に、当社が分割払いによる商品もしくはサービスの提供を行う取引または余剰現金の投資もしくは預入を行う取引に関連するカウンターパーティの債務の不履行による財務上の損失リスクと定義されます。取締役は、当社の売掛債権の債務者は運用下にあるグループ・ファンドであり、したがってこれらのファンドとの契約により管理報酬および運用報酬が規定されているため、当社が信用リスクに著しくさらされているとは考えていません。これらの資産を受け取ることができないという残存リスクを軽減するために、取締役は、当社の延滞債権の分析を、合意されたサービス水準契約と対比させて監視することにより管理報酬および運用報酬の支払に関連する契約の条件が遵守されることを確保します。

当社は、適切な信用履歴のある顧客と取引を行うという方針を採用しています。その他の金融資産においては、当社は、高い信用格付を有する金融機関およびその他のカウンターパーティと取引を行うという方針を採用しています。2025年3月31日現在および2024年3月31日現在、延滞しているおよび/または減損している金融資産はありません。売掛金は、少なくとも四半期ごとに回収期限が到来し、通常それぞれの期限から30日以内に決済されます。貸借対照表の日付現在、支払期限を過ぎた売掛金はありません。

さらに、銀行預金については、当社は合意した条件に基づき承認されたカウンターパーティに対してのみ資金を預け入れます。

市場リスク

市場リスク（またはシステミック・リスク）は、単に景気の変動または市場の大部分に影響を及ぼすその他の事象により、その価値が変動することがある資産または負債全体の種類によく見られるリスクと定義されます。取締役は、当社が管理する資産はファンドの保有者によりこれらの保有者の利益のために別個の複数の法人組織を通じて保有されているため、当社が重要な市場リスクにさらされているとは考えていません。

通貨リスク

通貨リスクは、当社の機能通貨以外の通貨建ての資産および負債の価値が、外国為替レートの変動により変動するリスクと定義されます。当社は、様々な通貨建ての現金残高および未収手数料から発生する通貨リスクにさらされています。

他の通貨建ての現金残高、債務および未収手数料から発生する当社の通貨リスクに対するエクスポージャーは、合計432,578米ドル（2024年：700,040米ドル）です。2025年3月31日現在、米ドルに対してこれらの通貨が10%高く/安くなっていたと仮定すると、エクスポージャーは、合計で43千米ドル（2024年：64千米ドル）低くなり、43千米ドル（2024年：78千米ドル）高くなります。

流動性リスクおよびソルベンシー・リスク

流動性リスクは、当社が金融債務を期限到来時に履行できないリスクと定義されます。取締役の当該リスクの管理に対する取組みは、当社が債務の期限到来時に、通常およびストレス下の両方の状態において十分な流動性を有していることを確保することです。

キャピタル・マネジメント

当社の資本ポジションは、適正であることを確保するために継続的に監視されています。外部により課せられる自己資本規制はありません。

注10 - 関連当事者との取引

当社および関連当事者との取引は以下のとおりです。

2025年3月31日に終了した年度	営業費用(a)	2025年3月31日 現在の債務(b)	2025年3月31日 現在の債権(c)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	793,638	59,016	-
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	5,075,949	489,301	-
日興アセットマネジメント株式会社	2,302,911	241,397	-
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	624,356	49,624	-
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	11,448	-	-
ハイウォーター・リミテッド	105,235	-	-
合計	8,913,537	839,338	-

2024年3月31日に終了した年度	営業費用(a)	2024年3月31日 現在の債務(b)	2024年3月31日 現在の債権(c)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	1,086,979	84,395	-
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	4,907,366	409,093	-
日興アセットマネジメント株式会社	2,308,193	439,668	-
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	705,026	56,062	52,370
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	26,078	1,948	-
ハイウォーター・リミテッド	107,407	-	-
合計	9,141,049	991,166	52,370

- (a) 関係当事者(ハイウォーター・リミテッドを除く)に支払われた営業費用は、投資運用契約に基づき支払われるものまたは同等物であり、ファンド運用サービスのためのものです。ハイウォーター・リミテッドに支払われた営業費用は、ハイウォーター・リミテッドが当社に提供した取締役、会社総務役およびその他のサービスに関連するものです。
- (b) 上記の表の残高は営業費用に関連し、無担保であり現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。関連当事者が負担する金額について、貸倒懸念債権に係る引当金の設定はなされていません。
- (c) 支払われるべき金額は無担保であり、現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。
- (d) グループ税控除に関する日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドへの未払金は上記の表の残高に含まれませんが、貸借対照表(注8)には計上されています。

取締役は当社の主要な経営陣です。2025年3月31日に終了した年度の取締役の報酬は、79,835米ドル(2024年:79,609米ドル)でした。

日興アセットマネジメント株式会社は当社の中間親会社です。日興アセットマネジメント アメリカズ・インク、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド、日興アセットマネジメント アジア リミテッドおよび日興アセットマネジメント ホンコン リミテッドは当社の兄弟会社です。ハイウォーター・リミテッドは、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの取締役である個人によって管理されています。

注11 - 最終的な持株会社

当社の直接の親会社は、英国にある日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドです。当社は、日本における最終的な親会社である三井住友トラストグループ株式会社の子会社です。

当社の業績が連結される最大のグループは、日本国東京都千代田区丸の内1丁目1番2号所在の三井住友トラストグループ株式会社が率いています。このグループの連結財務書類は、<https://www.smtg.jp/en/>において一般に公開されています。

[次へ](#)

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Assets			
Current Assets			
Cash and cash equivalents		5,294,366	4,561,628
Debtors	7	1,646,749	1,834,018
Total Current Assets		6,941,115	6,395,646
Liabilities and Equity			
Current Liabilities			
Creditors	8	1,497,979	1,655,120
Total Current Liabilities		1,497,979	1,655,120
Equity			
Capital and Reserves Attributable to Equity Holders of the Company			
Share capital		480,000	480,000
Retained earnings		4,963,136	4,260,526
Total Equity		5,443,136	4,740,526
Total Liabilities and Equity		6,941,115	6,395,646

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

These financial statements on pages 10 to 22 were approved by the Board of Directors and authorised for issue and signed on its behalf by:



D Cruise
Director

11 July 2025

Company registered number: 129332

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Revenue	3	12,773,881	12,998,608
Administrative expenses		<u>(11,819,837)</u>	<u>(12,015,683)</u>
Operating profit		954,044	982,925
Other expenses	5	<u>(17,231)</u>	<u>(104,049)</u>
Profit before income tax		<u>936,813</u>	<u>878,876</u>
Income tax	6	(234,203)	(219,719)
Profit after income tax		<u>702,610</u>	<u>659,157</u>
Other Comprehensive Income for the year		-	-
Total comprehensive income for the year		<u>702,610</u>	<u>659,157</u>

All the Company's operations are classified as continuing.

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

	Note	Share Capital USD	Retained Earnings USD	Total USD
Balance at 1 April 2023		480,000	10,351,369	10,831,369
Total comprehensive income for the year		-	659,157	659,157
Dividend paid		-	(6,750,000)	(6,750,000)
Balance at 31 March 2024		480,000	4,260,526	4,740,526
Total comprehensive income for the year		-	702,610	702,610
Balance at 31 March 2025		480,000	4,963,136	5,443,136

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
CASH FLOW STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Cash Flows from Operating Activities			
Profit after tax		702,610	659,157
Adjustments for:			
Net foreign exchange loss	5	16,998	98,264
Tax charge	6	234,203	219,719
Interest expense	5	233	5,785
Operational cash flows before movements in working capital		954,044	982,925
Changes in operating assets and liabilities			
Decrease in receivables		187,269	58,583
(Decrease)/ increase in payables		(171,626)	9,320
Net amounts paid to affiliate – group tax relief		(219,719)	(27,715)
Interest paid		(233)	(1,179)
Net Cash Generated from Operating Activities		749,735	1,021,934
Financing Activities			
Dividend paid to equity holders		-	(6,750,000)
Net Cash from Financing Activities		-	(6,750,000)
Net increase/ (decrease) in Cash and Cash Equivalents		749,735	(5,728,066)
Cash and cash equivalents, beginning of the year		4,561,628	10,387,958
Effect of exchange rate fluctuations on cash held		(16,998)	(98,264)
Cash and Cash Equivalents, End of the Year		5,294,365	4,561,628

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 1 – General Information

Nikko AM Global Cayman Limited (“the Company”) is incorporated and domiciled in the Cayman Islands. The address of the registered office is PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, Grand Cayman, Cayman Islands. The principal activities of the Company during the year were the provision of investment advice and investment management services to third parties and other group members. These financial statements have been prepared to ensure continued compliance by the Company with the requirements of Chapter 3 of the Overseas Companies Regulations.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles

The principal accounting policies adopted are set out below.

Basis of preparation

The Company’s financial statements have been prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards (UK-adopted IFRS). The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

The directors have adopted the going concern basis of preparation in preparing these financial statements for the following reasons: the Company is profitable; the Company has a strong and highly liquid balance sheet including cash reserves of \$5,294,366 as at 31 March 2025 which is adequate to cover the relatively low-cost base (after excluding sub-advisory fees which are covered by revenues). The directors have prepared profit forecasts which, together with the liquid reserves and low-cost base, indicate that the Company has sufficient reserves to meet their liabilities for at least 12 months from the date of preparing these financial statements.

Based on the above, the directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue its operations for at least 12 months from the date of these financial statements, therefore, they continue to adopt the going concern basis in preparing these accounts.

New accounting standards

The directors do not consider that any new accounting standards had a material impact on the Company in the current year.

Following a review of the upcoming accounting standards, the directors have assessed the anticipated impact on the financial statements and concluded this to be minimal.

Measurement convention

The financial statements have been prepared under the historical cost convention.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

Estimates and assumptions

The preparation of financial statements requires the directors to make estimates and assumptions that affect the amounts reported for assets and liabilities as at the balance sheet date and the amounts reported for revenues and expenses during the year. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. The assumptions and estimates, which are continuously reviewed, are based on past experience and other factors, including expectations regarding likely developments in the future. At 31 March 2025 and 2024 there were no material estimates or assumptions.

Revenues

Operating revenues include investment management, investment advisory and performance fees. Operating revenues are measured at the fair value of the consideration received or receivable for services provided in the normal course of business, net of discounts, trail fees, VAT and other sales related taxes.

Investment management and advisory fees and associated charges are recognised over time when the services concerned are rendered. Investment management and advisory fees are calculated as a percentage of assets under management. Performance fees are recognised at a point in time when they crystallise in the period in which they become due and collectable.

Administrative expenses

Administrative expenses are accounted for over the period the related service is provided.

Current and deferred income tax

Tax on the profit or loss for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the statement of comprehensive income except to the extent that it relates to items recognised directly in equity, in which case it is recognised in equity.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

The Company may utilise current tax credits arising on losses in other Group entities against its tax charges.

Deferred tax is the tax expected to be payable or recoverable on differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the statement of financial position and the corresponding tax bases used in the computation of taxable profit. Deferred tax is accounted for using the statement of financial position liability method. Deferred tax liabilities are generally recognised for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilised.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

Foreign currencies

The functional and presentational currency of the Company is US dollars (\$).

Transactions in currencies other than US dollars are recorded at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. At each balance sheet date monetary assets that are denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date. Non-monetary assets and liabilities carried at fair value that are denominated in foreign currencies are translated at the rates prevailing at the date when fair value was determined. Gains and losses arising on retranslation are included in net profit or loss for the period, except for exchange differences arising on non-monetary assets and liabilities where the changes in fair value are recognised directly in equity.

Financial instruments

The Company's financial instruments comprise cash and cash equivalents, trade and other receivables, and trade and other payables. These are classified and measured in accordance with IFRS 9 Financial Instruments.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and in hand. Instruments are held to meet short-term cash commitments and are subject to an insignificant risk of changes in value. Cash earns interest at market rates dependent on the size of the balance. Finance income is accrued on cash and cash equivalents on a time basis, by reference to the principal outstanding and at the applicable interest rate.

(ii) Trade and other receivables

Trade and other receivables include amounts due for management, advisory and performance fees and amounts due from customers and others. All trade and other receivables are repayable on demand or within one year. They are recorded in the statement of financial position at amortised cost, reduced by appropriate allowances for estimated irrecoverable amounts. Amounts owed by group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

(iii) Trade and other payables

Trade and other payables include amounts due for investment management, advisory fees and performance fees and amounts due to vendors and others, initially and subsequently recorded at amortised cost. All trade and other payables are classified according to the substance of the contractual arrangement entered into. They are payable on demand or within one year and are recorded on the statement of financial position at cost. Amounts owed to group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

(iv) Impairment of financial assets

The Company evaluates potential credit losses on all financial assets that are measured at amortised cost. Factors considered in determining whether a default is likely or possible include whether a payment is overdue (and the length of that period), any known deterioration in the credit quality of a client/ counterparty or other issues that could adversely affect a client's/ counterparty's credit quality.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

(iv) Impairment of financial assets (continued)

For financial assets where there are no known issues affecting credit quality, expected credit losses are calculated based on the losses that are expected to be incurred over a rolling twelve-month period. Given the nature of the Company's financial assets (i.e. mostly cash at bank), the directors consider there to be a very low credit risk.

For any financial assets where the contractual payment is more than 30 days past due, the default position is to assume an increase in credit risk. However, default levels in the past have been immaterial and there were no fee receivables deemed past due as at 31 March 2025.

Note 3 – Revenue from Contracts with Customers

All revenue relates to the provision of investment advice and investment management services and arises in the Cayman Islands.

	2025	2024
	USD	USD
Investment management and advisory fees	12,666,479	12,773,098
Performance fees	107,402	225,510
Total	12,773,881	12,998,608

Note 4 – Auditor's Remuneration

	2025	2024
	USD	USD
Fees payable to Company's Auditor for the audit of the company financial statements	45,772	44,961
Total	45,772	44,961

Note 5 – Other Expenses

	2025	2024
	USD	USD
Net foreign exchange loss	16,998	98,264
Interest Expense	233	5,785
Total	17,231	104,049

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 6 – Taxation

Taxes on income for the year ended 31 March 2025 and 2024 were as follows:

	<u>2025</u>	<u>2024</u>
	USD	USD
Current Tax		
UK corporation tax at 25% (2024: 25%)	(234,203)	(219,719)
Total Current Income Tax Expense	<u>(234,203)</u>	<u>(219,719)</u>
Total Income Tax Expense	<u>(234,203)</u>	<u>(219,719)</u>

A reconciliation between the amount of tax expense at the effective statutory rate and taxes on income as reflected in continuing operations for the years ended 31 March 2025 and 2024 is presented below:

Tax Reconciliation		
Profit before taxes	936,813	878,876
Profit multiplied by the standard rate of corporation tax in the UK: 25% (2024: 25%)	(234,203)	(219,719)
Total Income Tax Expense	<u>(234,203)</u>	<u>(219,719)</u>
Effective tax rate for the year	25.0%	25.0%

The Company uses current tax credit from other entities in the Nikko Group to offset the Company's current tax expense.

The amount due to affiliates in relation to group tax relief is included as a payable in the statement of financial position, note 8.

Note 7 – Debtors

	<u>2025</u>	<u>2024</u>
	USD	USD
Accounts receivable	1,560,608	1,710,268
Amounts receivable from affiliates	-	52,370
Accrued income and prepaid expense	86,141	71,380
Total	<u>1,646,749</u>	<u>1,834,018</u>

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 8 – Creditors

	2025	2024
	USD	USD
Accrued expenses and deferred income	221,928	214,067
Accounts payable	202,510	230,168
Amounts payable to affiliates	839,338	991,166
Amounts payable to affiliates – group tax relief	234,203	219,719
Total	1,497,979	1,655,120

Note 9 – Financial Risk Factors

The main risks associated with the Company's financial assets and liabilities are set out below:

Credit risk

Credit risk is defined as the risk of financial loss due to a counterparty's failure to honour its obligation principally in relation to transactions where the Company provides goods or services on deferred terms and where it invests or deposits surplus cash. The directors do not believe that the Company is materially exposed to credit risk as its sales debtors are managed group funds and therefore management and performance fees receivable are governed by its agreements with these funds. To mitigate any residual risk of these assets failing to be delivered, the directors ensure that the terms of these agreements in relation to payments of management and performance fees are adhered to by monitoring the Company's aged debtor analysis against the agreed service level agreements.

The Company adopts the policy of dealing with customers of appropriate credit history. For other financial assets, the Company adopts the policy of dealing with financial institutions and other counterparties with high credit ratings. There are no financial assets past due and/ or impaired as at 31 March 2025 and 2024. Trade receivables are due at least quarterly, and are normally settled within 30 days of their due date. There are no overdue trade receivables at the balance sheet date.

Further, with regard to bank deposits, the Company only deposits money with approved counterparties on agreed terms.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 9 – Financial Risk Factors (continued)

Market risk

Market risk (or systemic risk) is defined as that risk which is common to an entire class of assets or liabilities whereby their value can fluctuate simply because of economic changes or other events that impact large portions of the market. The directors do not believe that the Company is exposed to material market risk as the assets the Company manages are held by and for the benefit of fund holders through separate legal entities.

Currency risk

Currency risk is defined as the risk that the value of assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company will change in value due to movements in foreign exchange rates. The Company is exposed to currency risk arising from cash balances and fees receivable in various currencies.

The Company's total exposure to currency risk arising from cash balances, payables and fees receivable in other currencies is \$432,578 (2024: \$700,040). As at 31 March 2025, had these currencies strengthened/ weakened by 10% against the USD, the total exposure would have been lower by \$43k (2024: \$64k)/ increased by \$43k (2024: \$78k).

Liquidity risk and financial solvency risk

Liquidity risk is defined as the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The directors approach to managing this risk is to ensure that the Company has sufficient liquidity to meet its liabilities when due, both under normal and stressed conditions.

Capital management

The Company's capital position is monitored on an ongoing basis to ensure that it is adequate. There are no externally imposed capital requirements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 10 – Related Party Transactions

Transactions between the Company and related parties are disclosed below:

Year ended 31 March 2025	Operating Expenses (a)	Creditor as at 31 March 2025 (b)	Debtors as at 31 March 2025 (c)
	USD	USD	USD
Nikko AM Americas, Inc.	793,638	59,016	-
Nikko AM Europe Ltd.	5,075,949	489,301	-
Nikko AM Co., Ltd.	2,302,911	241,397	-
Nikko AM Asia Ltd.	624,356	49,624	-
Nikko AM Hong Kong	11,448	-	-
Highwater Limited	105,235	-	-
Total	8,913,537	839,338	-

Year ended 31 March 2024	Operating Expenses (a)	Creditor as at 31 March 2024 (b)	Debtors as at 31 March 2024 (c)
	USD	USD	USD
Nikko AM Americas, Inc.	1,086,979	84,395	-
Nikko AM Europe Ltd.	4,907,366	409,093	-
Nikko AM Co., Ltd.	2,308,193	439,668	-
Nikko AM Asia Ltd.	705,026	56,062	52,370
Nikko AM Hong Kong	26,078	1,948	-
Highwater Limited	107,407	-	-
Total	9,141,049	991,166	52,370

- (a) Operating expenses paid to related parties (excluding Highwater Limited) are payable under investment management agreements, or equivalent, and are for fund management services. Operating expenses paid to Highwater Limited relate to director, company secretarial and other services provided by Highwater Limited to the Company.
- (b) The amounts outstanding, in the above table relate to operating expenses, are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received. No provisions have been made for doubtful debts in respect of the amounts owed by related parties.
- (c) The amounts owed are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received.
- (d) Amounts payable to Nikko Asset Management Europe Ltd relating to group tax relief are not included in the amounts outstanding in the above table but are included in the statement of financial position, note 8.

The directors are the key management personnel of the Company. Remuneration of directors for the year ended 31 March 2025 was \$79,835 (2024: \$79,609).

Nikko Asset Management Co., Ltd is the intermediate parent company of the Company. Nikko Asset Management Americas, Inc., Nikko Asset Management Europe Ltd., Nikko Asset Management Asia Ltd and Nikko Asset Management Hong Kong are fellow subsidiaries of the Company. Highwater Limited is controlled by individuals who are Directors of Nikko AM Global Cayman Limited.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

Note 11 – Ultimate Holding Company

The Company's immediate parent is Nikko AM Global Holdings Limited, a company located in the United Kingdom. The Company is a subsidiary undertaking of Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc which is the ultimate parent company in Japan.

The largest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc., 1-1-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan. The consolidated financial statements of this group are available to the public <https://www.smtg.jp/en/>.

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

別紙A

定義

文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「円」および「JPY」	日本の法定通貨をいいます。
「円（年2回）クラス受益証券」	円（年2回）クラス受益証券として指定された、円建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「円（年2回）クラス受益証券の分配日」	各年の3月および9月の15日目の日（当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。）またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「円（毎月）クラス受益証券」	円（毎月）クラス受益証券として指定された、円建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「円（毎月）クラス受益証券の分配日」	各月の15日目の日（当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。）またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできる各月におけるその他の日をいいます。
「買戻通知書」	管理会社または管理事務代行会社（もしくはその受任者）が承諾する様式にて提出される買戻請求の通知をいいます。
「買戻日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「クラス」	適格投資家に対してのみ募集が行われるファンドに関して、管理会社が受託会社の同意を得た上で設定した受益証券のクラスをいいます。
「計算期間」	初回の計算期間についてはファンドの運用開始日およびその後の計算期間については直前の決算日の翌日（場合に応じて）に開始し、決算日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「継続募集期間初日」	2017年3月30日をいいます。
「決算日」	各年2月の最終暦日またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできる各年におけるその他の日をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の合計がファンド全体の純資産価額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議またはマスター信託書の規定に従って開催された受益者集会において可決された決議をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価額を評価日現在発行済の受益証券口数で除した価格をいいます。

「純資産価額」	有価証券届出書「第二部 第2 3 (1)資産の評価」の「純資産価額の計算」の記載に従い、ファンドの総資産の価格から、マスター信託証書の規定に従い計算される総負債を差し引いた価格をいいます。ファンドの純資産価額は、米ドルで計算されます。
「純資産価額計算」	各評価日における純資産価額は、同日中に計算および公表されるものとします。米ドル(毎月)クラス受益証券および米ドル(年2回)クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、小数点以下第二位に四捨五入されるものとします。円(毎月)クラス受益証券および円(年2回)クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、整数に四捨五入されるものとします。受益証券1口当たり純資産価格は、日本において関連する取引日の翌日に入手可能となることが予定されています。
「適格投資家」	以下の()から()に該当しない者、法人または主体をいいます。 ()米国投資家(以下に定義します。)、()ケイマン諸島に居住するまたは住所を置く者または主体(慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。)、()適用法に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者および()上記()から()に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定するその他の者、法人もしくは主体。
「取引日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時定める日をいいます。
「内国歳入法」	1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)をいいます。
「評価時点」	当該評価日に金融商品の公開取引を行うニューヨーク金融市場において「通常取引」を終了する、ニューヨーク市における時刻またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日のその他の時刻をいいます。 クラスの額面通貨建てでない資産は、WM/ロイターの午後4時のレートに基づく評価時点において換金されるものとします。
「評価日」	各営業日またはファンドに関して管理会社が随時定める日をいいます。
「ファンド決議」	該当する発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、またはマスター信託証書の規定に従い開催されたかかるファンドの受益者集会において可決された決議をいいます。
「分配期間」	各クラスについて、初回の分配期間についてはそのクラスの継続募集期間初日およびその後の分配期間についてはそのクラスの直前の当該分配基準日の翌暦日に開始し、そのクラスの当該分配基準日(同日を含みます。)に終了する期間をいいます。

「分配支払日」	下記のいずれかの日またはファンドに関して管理会社が決定することのできる各月におけるその他の日をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・円(毎月)クラス受益証券については、円(毎月)クラス受益証券の分配日の後5営業日目の日・円(年2回)クラス受益証券については、円(年2回)クラス受益証券の分配日の後5営業日目の日・米ドル(毎月)クラス受益証券については、米ドル(毎月)クラス受益証券の分配日の後5営業日目の日・米ドル(年2回)クラス受益証券については、米ドル(年2回)クラス受益証券の分配日の後5営業日目の日
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米国投資家」	()内国歳入法に定義された「米国人」、()1933年証券法のレギュレーションSに定義された「米国人」または()米国商品取引法のルール4.7に定義された「非米国人」ではない者、法人または主体をいいます。
「米ドル」および「USD」	米国の法定通貨をいいます。
「米ドル(年2回)クラス受益証券」	米ドル(年2回)クラス受益証券として指定された、米ドル建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「米ドル(年2回)クラス受益証券の分配日」	各年の3月および9月の15日目の日(当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。)またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「米ドル(毎月)クラス受益証券」	米ドル(毎月)クラス受益証券として指定された、米ドル建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「米ドル(毎月)クラス受益証券の分配日」	各月の15日目の日(当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。)またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできる各月におけるその他の日をいいます。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいいます。
「申込書」	管理会社または管理事務代行会社(もしくはそれぞれの受任者)から入手可能な受益証券の申込書をいいます。
「GAAP」	米国で一般に公正妥当と認められた会計原則をいいます。
「S & P」	スタンダード&プアーズ・レーティング・サービスをいいます。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線または傍線で示します。

表紙

< 訂正前 >

(前略)

発行者名 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド (注1)
(Nikko AM Global Cayman Limited)

(中略)

事務連絡者氏名 弁護士 乙黒 亮祐
同 東 直希
同 谷口 陸
同 野村 賢太郎

(中略)

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称

日興AMオフショア・ファンズ (注2) ダブルライン・トータル・リターン・ファン
ド
(Nikko AM Offshore Funds – DoubleLine Total Return Fund)

(中略)

(注1) 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドは、2025年9月1日付で商号をアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに変更する予定です。以下同じです。

(注2) 日興AMオフショア・ファンズは、2025年9月1日付で名称をアモーヴァ オフショア・ファンズに変更する予定です。以下同じです。

< 訂正後 >

(前略)

発行者名 アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド (注1)
(Amova AM Global Cayman Limited)

(中略)

事務連絡者氏名 弁護士 乙黒 亮祐
同 東 直希
同 野村 賢太郎

(中略)

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称

アモーヴァ オフショア・ファンズ (注2) ダブルライン・トータル・リターン・ファン
ド
(Amova Offshore Funds – DoubleLine Total Return Fund)

(中略)

(注1) 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドは、2025年9月1日付で商号をアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに変更しました。以下同じです。

(注2) 日興AMオフショア・ファンズは、2025年9月1日付で名称をアモーヴァ オフショア・ファンズに変更しました。以下同じです。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

日興AMオフショア・ファンズ ダブルライン・トータル・リターン・ファンド(以下「ファンド」といいます。)

(注1)本書における用語の定義については、本書別紙A「定義」をご参照ください。

(注2)日本において、ファンドの名称について「日興AMオフショア・ファンズ」を省略することがあります。

<訂正後>

アモーヴァ オフショア・ファンズ ダブルライン・トータル・リターン・ファンド(以下「ファンド」といいます。)

(注1)本書における用語の定義については、本書別紙A「定義」をご参照ください。

(注2)日本において、ファンドの名称について「アモーヴァ オフショア・ファンズ」を省略することがあります。

(3)発行(売出)価額の総額

<訂正前>

米ドル(毎月)クラス受益証券

10億米ドル(約1,448億円)を上限とします。

米ドル(年2回)クラス受益証券

10億米ドル(約1,448億円)を上限とします。

(後略)

<訂正後>

米ドル(毎月)クラス受益証券

10億米ドル(約1,489億円)を上限とします。

米ドル(年2回)クラス受益証券

10億米ドル(約1,489億円)を上限とします。

(後略)

(12)その他

(口)引受等の概要

<訂正前>

販売会社は日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド(Nikko AM Global Cayman Limited)(以下「管理会社」といいます。)との間の、受益証券販売・買戻契約(以下に定義します。)に基づき、受益証券の募集を行います。

(後略)

<訂正後>

販売会社はアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド(Amova AM Global Cayman Limited)(以下「管理会社」といいます。)との間の、受益証券販売・買戻契約(以下に定義します。)に基づき、受益証券の募集を行います。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1)ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

(前略)

b. ファンドの性格

日興AMオフショア・ファンズ(以下「トラスト」といいます。)は、オープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであり、受託会社および管理会社の間で締結された2012年10月15日付のマスター信託証書(2025年6月26日付の変更証書により変更済)(以下合わせて「マスター信託証書」といいます。)に従い組成されています。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設定されています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストを設立、設定することが可能であり、各々のシリーズ・トラストに帰属する資産および負債が割り当てられます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々の受益証券が発行されます。受益証券は、いかなる証券取引所にも上場されることが予定されていません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

b. ファンドの性格

アモーヴァ オフショア・ファンズ(以下「トラスト」といいます。)は、オープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであり、受託会社および管理会社の間で締結された2012年10月15日付のマスター信託証書(2025年6月26日付の変更証書により変更済)(以下合わせて「マスター信託証書」といいます。)に従い組成されています。受託会社および管理会社の間で締結された2025年6月26日付の変更証書により、2025年9月1日付でトラストの名称が「日興AMオフショア・ファンズ」から「アモーヴァ オフショア・ファンズ」に変更されました。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設定されています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストを設立、設定することが可能であり、各々のシリーズ・トラストに帰属する資産および負債が割り当てられます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々の受益証券が発行されます。受益証券は、いかなる証券取引所にも上場されることが予定されていません。

(後略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2025年6月26日 変更証書締結

<訂正後>

(前略)

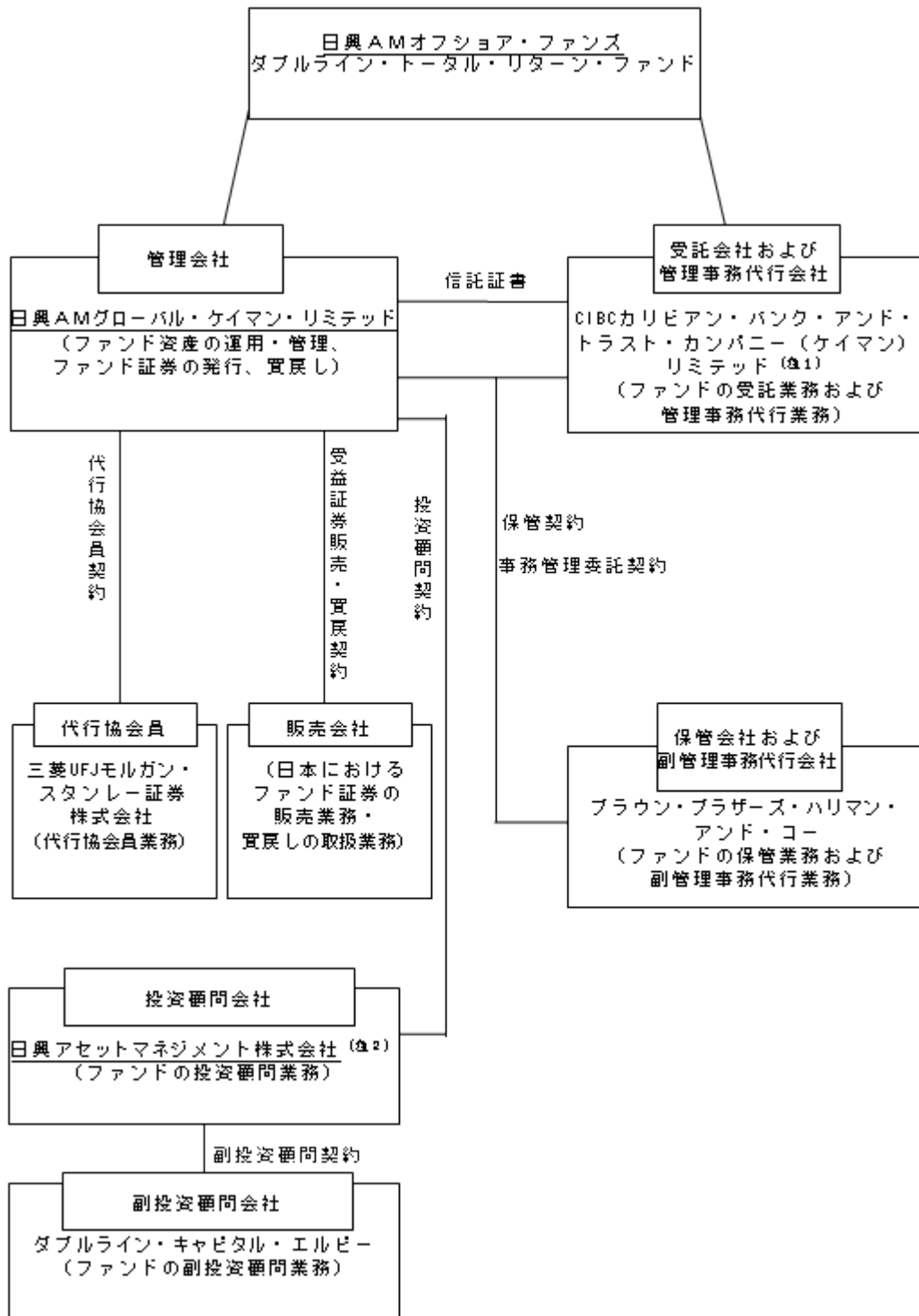
2025年6月26日 変更証書締結

2025年9月1日 「日興AMオフショア・ファンズ ダブルライン・トータル・リターン・ファンド」から「アモーヴァ オフショア・ファンズ ダブルライン・トータル・リターン・ファンド」に名称変更

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

<訂正前>



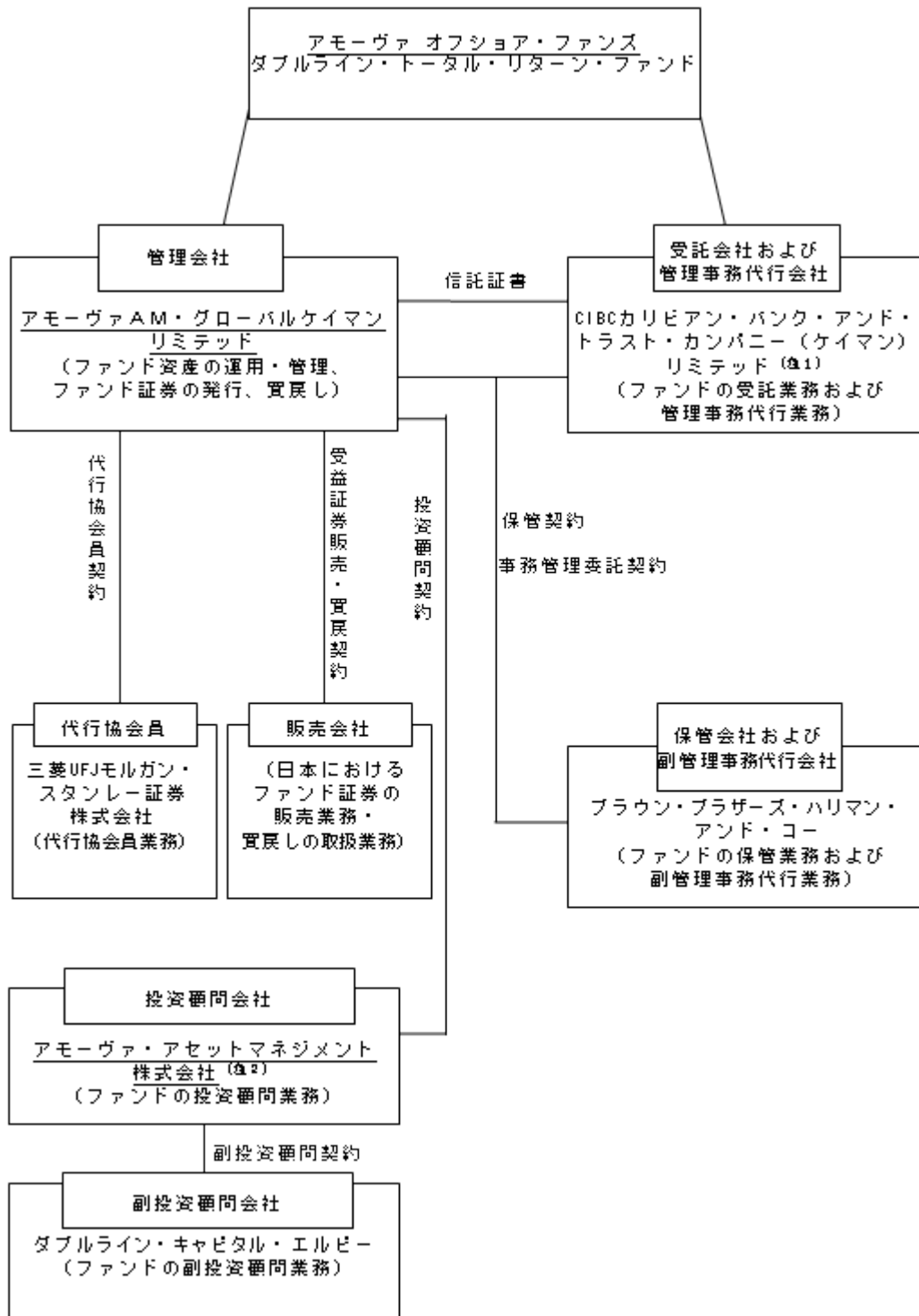
(注1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、2024年8月13日付で商号をCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドに変更しました。以下同じです。

(注2) 日興アセットマネジメント株式会社は、2025年9月1日付で商号をアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に變更する予定です。以下同じです。



「米国のモーゲージ担保証券（MBS）など」とは、本ファンドが投資対象とするエージェンシー・モーゲージ担保証券（不動産の安定供給を目的に設立された機関（米政府機関である連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、米政府支援機関である連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）、連邦住宅金融抵当金庫（フレディマック））の発行または支払保証が付されたローン担保証券）、非政府系・モーゲージ担保証券、その他のローン担保証券、資産担保証券、米国国債および現金等を含みます。

<訂正後>



(注1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、2024年8月13日付で商号をCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに変更しました。以下同じです。

(注2) 日興アセットマネジメント株式会社は、2025年9月1日付で商号をアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に變更しました。以下同じです。



「米国のモーゲージ担保証券（MBS）など」とは、本ファンドが投資対象とするエージェンシー・モーゲージ担保証券（不動産の安定供給を目的に設立された機関（米政府機関である連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、米政府支援機関である連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）、連邦住宅金融抵当金庫（フレディマック））の発行または支払保証等が付されたローン担保証券）、非政府系・モーゲージ担保証券、その他のローン担保証券、資産担保証券、米国公債および現金等を含みます。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド (Nikko AM Global Cayman Limited)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。

(中略)

日興アセットマネジメント株式会社 (以下「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2017年2月28日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
--	--------	--

(後略)

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド (Amova AM Global Cayman Limited)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。

(中略)

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 (以下「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2017年2月28日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
--	--------	--

(後略)

管理会社の概要

< 訂正前 >

(前略)

() 資本金の額（2025年6月末日現在）

2025年6月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約6,951万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（144.81円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（144.81円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億4,481万円）です。

() 会社の沿革

2003年9月26日 設立

2009年8月27日 社名を「日興グローバル・インベストメンツ(ケイマン)リミテッド」から「日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド」に変更

() 大株主の状況

(2025年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッド (Nikko AM Global Holdings Limited)	英国、ロンドン、EC2V 5DE、ベイシングホール・ストリート40 (40 Basinghall Street, London EC2V 5DE, United Kingdom)	480,000株	100.00%

<訂正後>

(前略)

() 資本金の額(2025年9月末日現在)

2025年9月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル(約7,146万円)で、発行済株式数は、1株1米ドル(148.88円)の普通株式480,000株です。管理会社の授權株式資本金は、1株1米ドル(148.88円)の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル(約1億4,888万円)です。

() 会社の沿革

2003年9月26日 設立

2009年8月27日 社名を「日興グローバル・インベストメンツ(ケイマン)リミテッド」から「日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド」に変更

2025年9月1日 社名を「日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド」から「アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド」に変更

() 大株主の状況

(2025年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッド(注) (Nikko AM Global Holdings Limited)	英国、ロンドン、EC2V 5DE、ベイシングホール・ストリート40 (40 Basinghall Street, London EC2V 5DE, United Kingdom)	480,000株	100.00%

(注)日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッド(Nikko AM Global Holdings Limited)は、2025年9月1日付で商号をアモーヴァAM・グローバルホールディングスリミテッド(Amova AM Global Holdings Limited)に変更しました。

2 投資方針

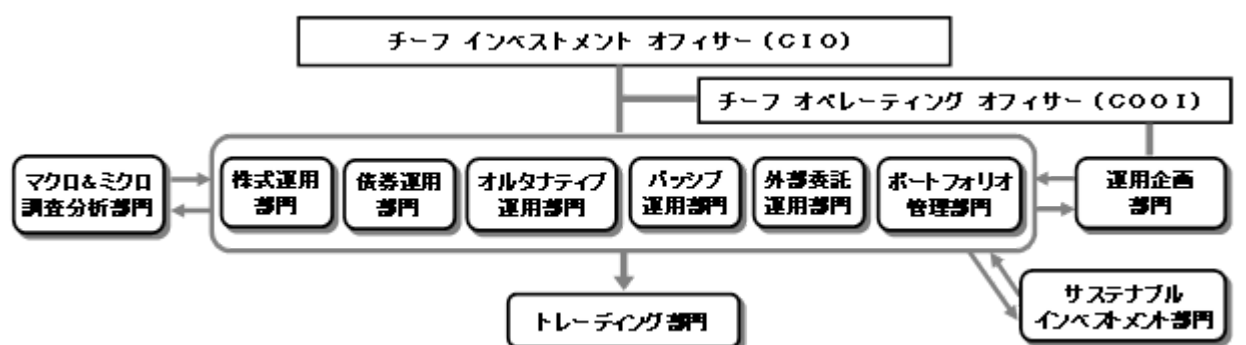
(3) 運用体制

<訂正前>

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関して、投資顧問会社である日興アセットマネジメント株式会社に業務を委託しています。

(中略)

投資顧問会社における運用体制は以下の通りです。



投資顧問会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

（中略）

上記体制は2025年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用の意思決定プロセス

（中略）

（2025年6月末日現在）

（中略）

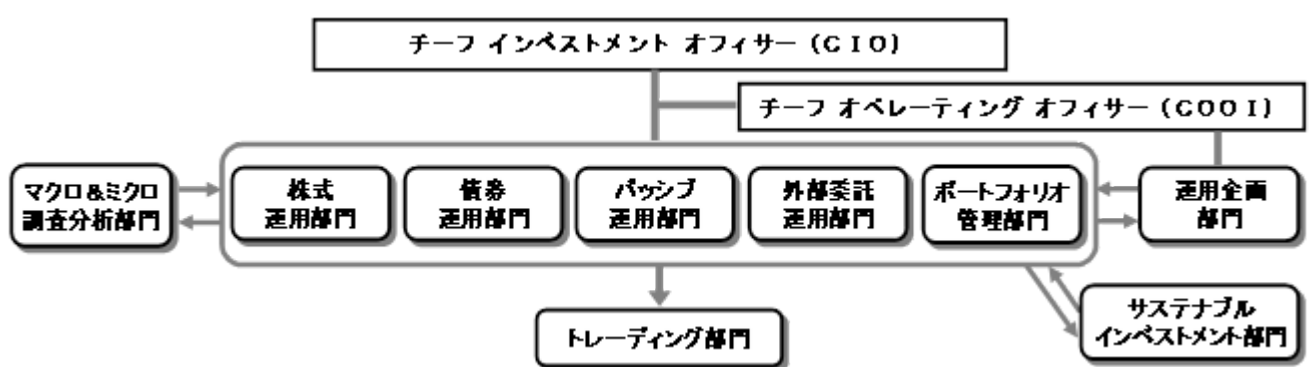
上記体制は2025年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関して、投資顧問会社であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に業務を委託しています。

（中略）

投資顧問会社における運用体制は以下の通りです。



投資顧問会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

（中略）

上記体制は2025年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用の意思決定プロセス

（中略）

（2025年9月末日現在）

（中略）

上記体制は2025年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

リスク管理

<訂正前>

（前略）

上記体制は2025年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

上記体制は2025年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

本項を以下のとおり更新します。

米ドル(毎月)クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.1%	8.7%	13.5%	7.3%	-8.1%	-1.6%	1.2%
最大値	10.8%	38.9%	53.1%	58.9%	8.4%	12.2%	14.3%
最小値	-15.8%	-28.4%	-20.1%	-30.7%	-26.1%	-21.3%	-20.6%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、米ドル換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2020年10月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドル(年2回)クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.1%	8.7%	13.5%	7.3%	-8.1%	-1.6%	1.2%
最大値	10.8%	38.9%	53.1%	58.9%	8.4%	12.2%	14.3%
最小値	-15.9%	-28.4%	-20.1%	-30.7%	-26.1%	-21.3%	-20.6%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、米ドル換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



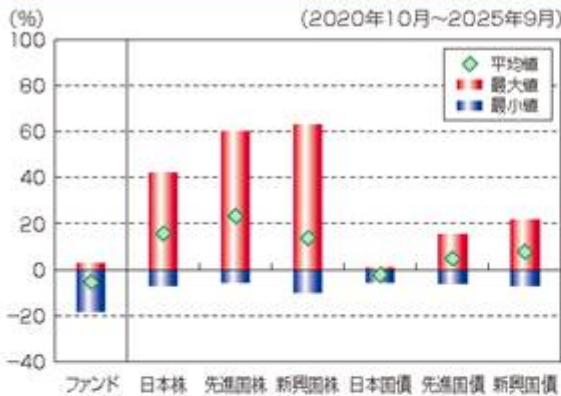
※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2020年10月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円(毎月)クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-5.4%	15.6%	23.1%	13.7%	-2.2%	4.8%	7.7%
最大値	2.5%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-18.0%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2020年10月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円(年2回)クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-4.5%	15.6%	23.1%	13.7%	-2.2%	4.8%	7.7%
最大値	4.2%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-17.5%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2020年10月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本）

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、2025年8月29日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（中略）

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、いかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに対してまたはトラストにより行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていません。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、2025年11月28日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（中略）

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、いかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに対してまたはトラストにより行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。2025年11月28日現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていません。

（後略）

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

本項を以下のとおり更新します。

(2025年9月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有 有価証券数 (口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
							価格	総額	価格	総額	
1	UNITED STATES TREASURY BOND	米国	債券	1.625	2050年 11月15日	3,300,000.00	54.80	1,808,392.45	53.60	1,768,851.55	6.83
2	FANNIE MAE POOL UMBS P#BS8438	米国	債券	4.98	2053年 6月1日	1,168,458.55	101.60	1,187,160.85	96.17	1,123,684.55	4.34
3	UNITED STATES TREASURY BOND	米国	債券	4.25	2054年 8月15日	1,000,000.00	88.75	887,522.29	92.24	922,382.81	3.56
4	FANNIE MAE POOL UMBS P#CB8986	米国	債券	5.5	2054年 8月1日	728,863.62	101.66	740,995.01	102.23	745,091.15	2.88
5	FREDDIE MAC POOL UMBS P#RA7773	米国	債券	4	2052年 8月1日	748,026.58	96.65	722,972.37	94.62	707,761.66	2.73
6	FREDDIE MAC POOL UMBS P#QZ0314	米国	債券	5	2055年 8月1日	656,085.96	97.59	640,271.68	99.77	654,593.94	2.53
7	OBX 2023-NQM1 TRUST SER 2023-NQM1 CL A1 V/R REGD 144A P/P	米国	債券	6.12	2062年 11月25日	652,111.71	100.00	652,103.98	99.88	651,324.81	2.52
8	COLT 2023-2 MORTGAGE LOAN TRUST SER 2023-2 CL A1 S/UP REGD 144A P/P	米国	債券	6.596	2068年 7月25日	629,694.43	100.00	629,686.03	100.80	634,707.87	2.45
9	FREDDIE MAC POOL UMBS P#SD7564	米国	債券	5	2053年 6月1日	626,853.28	97.33	610,143.76	100.68	631,123.27	2.44
10	FREDDIE MAC POOL UMBS P#SD8372	米国	債券	5.5	2053年 11月1日	596,393.17	99.76	594,959.30	101.18	603,451.55	2.33
11	VERUS SECURITIZATION TRUST 2023-INV1 SER 2023-INV1 CL A1 V/R REGD 144A P/P	米国	債券	5.999	2068年 2月25日	602,541.08	100.00	602,534.40	100.02	602,667.13	2.33
12	FREDDIE MAC REMICS SER 5163 CL Z	米国	債券	3	2051年 11月25日	986,400.98	66.36	654,561.96	59.97	591,572.98	2.28
13	FANNIE MAE POOL UMBS P#AS6503	米国	債券	3.5	2046年 1月1日	585,716.12	101.94	597,091.47	93.46	547,388.32	2.11
14	INVITATION HOMES 2024-SFR1 TRUST SER 2024-SFR1 CL C REGD 144A P/P	米国	債券	4.25	2041年 9月17日	558,000.00	96.61	539,110.14	97.23	542,538.43	2.10
15	CARVAL CLO IX-C LTD SER 2024-1A CL A V/R REGD 144A P/P	ジャー ジー (チャン ネル諸 島)	債券	6.0055	2037年 4月20日	500,000.00	100.00	500,000.00	100.38	501,900.50	1.94
16	BRIDGE STREET CLO IV LTD SER 2024-1A CL A V/R REGD 144A P/P	ケイマン 諸島	債券	5.9255	2037年 4月20日	500,000.00	100.03	500,139.85	100.24	501,210.00	1.94
17	FREDDIE MAC REMICS SER 5159 CL ZP	米国	債券	3	2051年 11月25日	774,598.61	68.99	534,375.61	63.76	493,890.04	1.91
18	VERUS SECURITIZATION TRUST 2021-R1 SER 2021-R1 CL M1 REGD 144A P/P	米国	債券	2.338	2063年 10月25日	500,000.00	100.00	499,986.63	93.09	465,455.55	1.80
19	FANNIE MAE REMICS SER 2018-2 CL AE	米国	債券	4	2048年 2月25日	465,029.35	92.10	428,288.84	94.44	439,196.23	1.70

20	FANNIE MAE POOL UMBS P#FS9234	米国	債券	4	2045年 4月1日	437,122.66	96.77	422,986.89	97.34	425,477.06	1.64
21	RALI SERIES 2007-QH5 TRUST SER 2007-QH5 CL A11 V/R REGD	米国	債券	4.7324	2037年 6月25日	918,373.53	79.02	725,683.24	44.37	407,486.28	1.57
22	UNITED STATES TREASURY NOTE	米国	債券	4.25	2035年 5月15日	400,000.00	101.87	407,478.54	100.92	403,687.50	1.56
23	WASHINGTON MUTURAL ASSET-BACKED CERTIFICAT SER 2006- HE5 CL 2A3 V/R REGD	米国	債券	4.7324	2036年 10月25日	1,083,474.64	70.49	763,773.39	34.92	378,301.67	1.46
24	FREDDIE MAC POOL UMBS P#ZT1827	米国	債券	3	2047年 7月1日	373,826.74	100.81	376,870.48	90.44	338,093.49	1.31
25	ALTERNATIVE LOAN TRUST 2005-4 SER 2005-4 CL 1A2 REGD	米国	債券	5.5	2035年 4月25日	467,888.17	94.72	443,180.08	68.39	319,979.03	1.24
26	GINNIE MAE II POOL P#785609	米国	債券	2.5	2051年 8月20日	346,048.92	104.01	359,924.12	86.10	297,945.05	1.15
27	FREDDIE MAC REMICS SER 4223 CL SB V/R	米国	債券	0.0363	2043年 7月15日	420,450.07	93.45	392,903.33	70.13	294,843.98	1.14
28	ALTERNATIVE LOAN TRUST 2007-0A8 SER 2007-0A8 CL 1A1 V/R REGD	米国	債券	4.6324	2047年 6月25日	330,126.03	89.02	293,893.29	87.42	288,605.22	1.11
29	SPRUCE HILL MORTGAGE LOAN TRUST 2020-SH1 SER 2020-SH1 CL M1 V/R REGD 144A P/P	米国	債券	3.223	2050年 1月28日	285,325.84	100.00	285,324.50	99.00	282,479.09	1.09
30	COLT 2023-1 MORTGAGE LOAN TRUST SER 2023-1 CL A1 V/R REGD 144A P/P	米国	債券	6.048	2068年 4月25日	273,843.60	100.00	273,843.60	100.33	274,737.86	1.06

(注)上記の各銘柄の内容は、管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。

第2 管理及び運営

4 受益者の権利等

(3) 本邦における代理人

<訂正前>

(前略)

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 森下 国彦

同 乙黒 亮祐

同 東 直希

同 谷口 陸

同 野村 賢太郎

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。

<訂正後>

(前略)

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 森下 国彦

同 乙黒 亮祐
同 東 直希
同 野村 賢太郎

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(4) 投資顧問会社

<訂正前>

名称
日興アセットマネジメント株式会社
資本金の額

(後略)

<訂正後>

名称
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
資本金の額

(後略)

2 関係業務の概要

(6) 投資顧問会社

<訂正前>

管理会社は、マスター信託証書に基づくファンドの資産の投資および再投資の運用に関する義務を、日興アセットマネジメント株式会社に委託しました。

日興アセットマネジメント株式会社は、日本において有価証券の投資運用業の登録を受けており、SECによりインベストメント・アドバイザーとして登録されています。日興アセットマネジメント株式会社は、東京本社のほか、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、メルボルンおよびオークランドに営業拠点を有しています。日興アセットマネジメント株式会社の株式は、三井住友信託銀行株式会社がその過半数を保有しています。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、マスター信託証書に基づくファンドの資産の投資および再投資の運用に関する義務を、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に委託しました。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は、日本において有価証券の投資運用業の登録を受けており、SECによりインベストメント・アドバイザーとして登録されています。アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は、東京本社のほか、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、メルボルンおよびオークランドに営業拠点を有しています。アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の株式は、三井住友信託銀行株式会社がその過半数を保有しています。

(後略)

3 資本関係

(4) 投資顧問会社

<訂正前>

投資顧問会社である日興アセットマネジメント株式会社は、間接的に、管理会社である日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドを100%保有しています。

<訂正後>

投資顧問会社であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は、間接的に、管理会社であるアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドを100%保有しています。